

REPORT 2008

農林漁業金融公庫 ディスクロージャー

Agriculture, Forestry and Fisheries Finance Corporation



A F C

概要 (平成20年3月31日現在)

名 称 農林漁業金融公庫
設 立 昭和28年4月1日
根拠法 農林漁業金融公庫法
資本金 3,169億円余 (全額政府からの出資)
貸付金 2兆8,232億円余
組 織 本店及び22支店
定 員 912名

CONTENTS

● ご挨拶	2
● お客さまへのお知らせ	3
● 経営基本計画	15
● 資金提供	17
● 経営支援	22
● 民間金融機関の参入支援	25
● スピード感ある自己改革の実現	27
● コーポレートガバナンス	31
● 融資制度	41
■ 資料編	44



- 1 本誌はディスクロージャー資料(業務及び財務の状況に関する説明資料)です。
- 2 本誌の計数について
 - (1) 単位未満の計算: 件数及び金額の単位未満は切り捨てています。また、比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しない場合があります。
 - (2) 表示方法: 単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「―」と表示しています。
- 3 業種ごとの統計については、昨年度版から見直した基準で表記しています。

ご挨拶

農林漁業金融公庫に対する皆様の日頃のご支援とご協力に心からお礼申し上げます。

農林漁業金融公庫は農林漁業から食品産業までを担当する唯一の政策金融機関として、農林漁業・食品産業に携わる皆様の経営発展のお手伝いをしてまいりました。

当公庫は平成20年10月に国民生活金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行（国際金融等業務）と統合し、株式会社日本政策金融公庫となりますが、これまで担ってきました機能・役割は基本的に新たな組織に引き継がれます。



総裁 高木 勇樹

当公庫は、政策金融改革の趣旨を踏まえ、自ら策定した「経営基本計画」（平成17-19年度）に基づき、「お客さまへの融資を通じたトータルサポート機能の発揮」「民間金融機関とのパートナーシップの確立」「スピード感ある自己改革の実現」の3本の柱により改革に取り組んできました。

少ない人員で顧客サービスの向上を担うWing戦略の一環として農業経営アドバイザー制度を創設し、現在217名（うち税理士などの外部アドバイザー157名）が農業経営に関する高度で幅広い相談に対応しています。国産農産物などの販売拡大を支援する「アグリフードEXPO」の開催も今年で3回目となり、19年度からは東京に加え、大阪でも開催しました。民間金融機関の農林漁業金融への参入を支援するため進めてきました業務協力協定も198機関（20年8月1日現在）となるほか、民の力で農業経営の課題解決に取り組むNPO法人日本プロ農業支援機構との連携も軌道に乗りつつあるなど一定の成果を挙げつつあります。

さらに、農林水産業を取り巻く政策ニーズの高まりを踏まえ、平成19年10月に「農林漁業金融公庫経営戦略」（平成20-22年度）を策定し、「民間等とのネットワークの深化」「相談等の窓口機能の強化」「多様な経営支援サービスの提供」の3つを柱とする「新たなビジネスモデル」を定め、可能なものからすでに実施しています。

ITの徹底活用の一環としてのWeb戦略をはじめ、アグリフードEXPOのインターネット版である「アグリフードEXPOインターネットマッチング」（20年7月オープン）、農業信用リスク情報サービス「ACRIS」（20年10月本格稼働予定）、CDSを活用した証券化支援業務（20年10月開始予定）の立ち上げに取り組んでいます。

日本政策金融公庫発足後は、全国152支店のうち48の支店に農林水産業に精通した人員を配置（現行は22支店）し、また、それ以外の店舗でもTV電話等を活用して対応するなどより身近でご相談いただける態勢も整えます。

今後も、農林水産金融としての専門性を高めるとともに、改革は誰のため、何のためにするのかを問い続け、自己改革を進めてまいります。皆様の益々のご支援とご協力をお願い申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫 への移行に向けて

当公庫は、平成20年10月から、国民生活金融公庫、
中小企業金融公庫、国際協力銀行（国際金融等業務）

とともに株式会社日本政策金融公庫（「政策公庫」）へ
移行します。

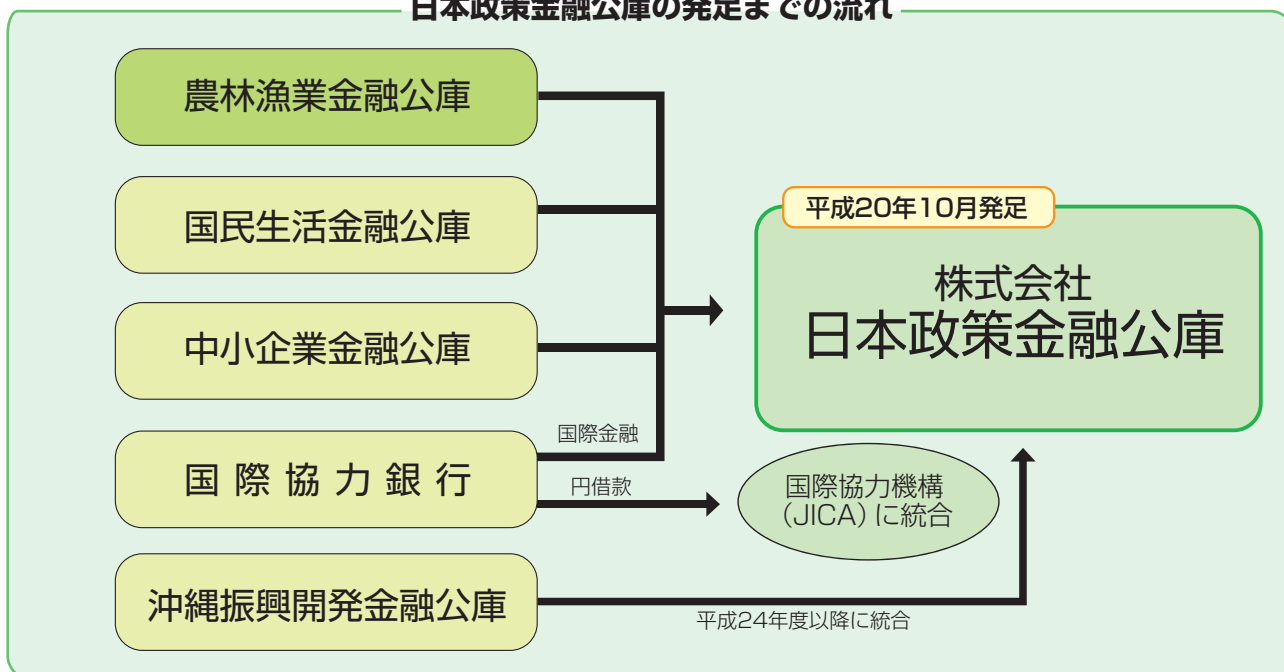
Point

平成20年10月以降、農林漁業金融公庫の業務のほとんどが
株式会社日本政策金融公庫に引き継がれます。

○農林水産業を営むお客さまへの長期・低
利融資は、政策目的を実現するためのツ
ールとして、機能・役割が引き続き認められ
ています。

○食品産業分野の融資は、中小企業のお客さま
について償還期限が10年を超える融資のみご
利用いただけることになります。

日本政策金融公庫の発足までの流れ



○政策公庫は、当公庫の一切の権利義務を承継しま
す。融資等を利用されている方および当公庫が発行し
た債券を所有されている方の利益が不当に損なわれ
ることはありません。

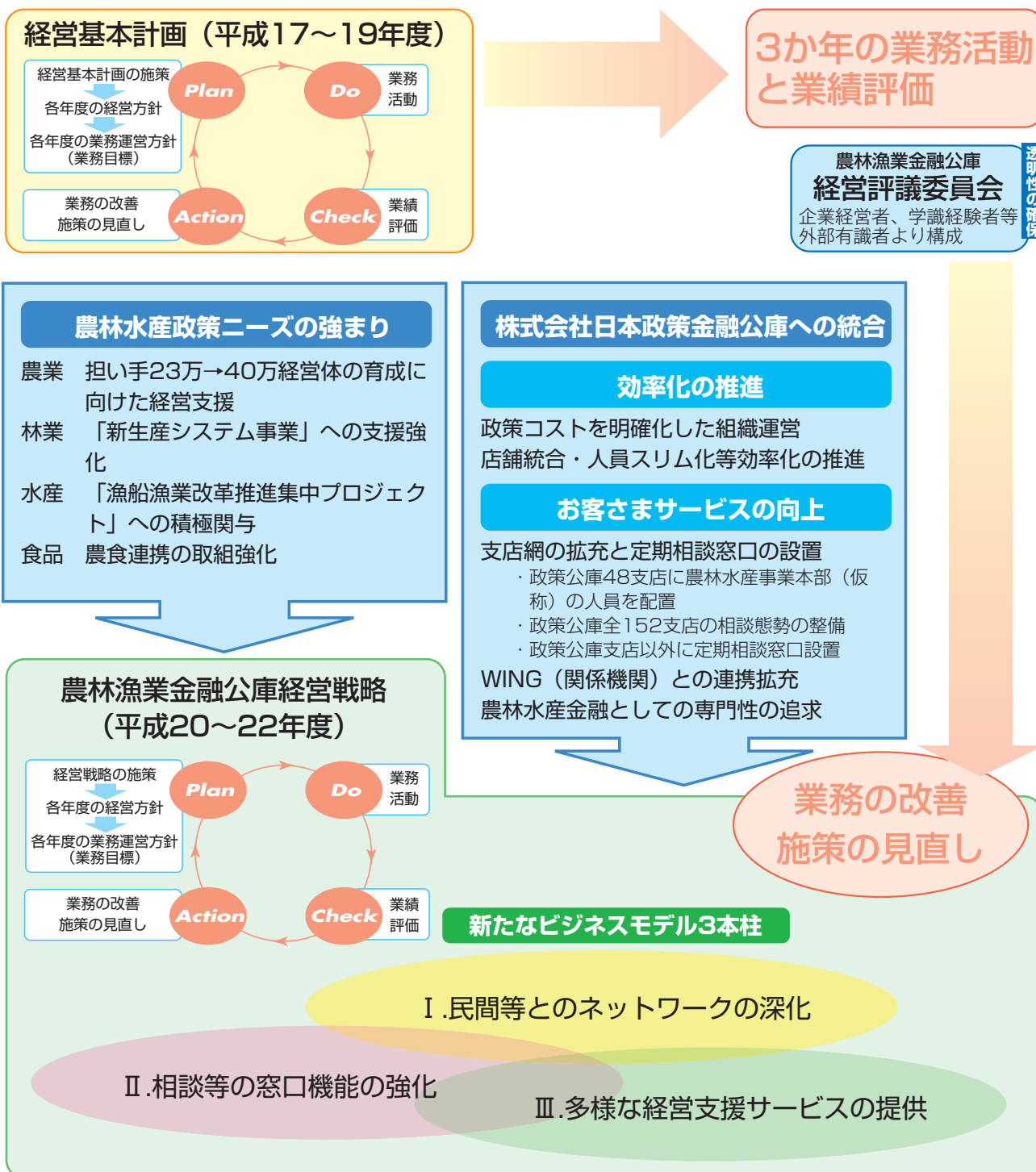
○政策公庫では、統合する各機関の専門性を活かし、
ノウハウを持ち寄り、お客さまへのサービスの向上を
図るための取組を進めます。

○政策公庫152支店のうち、主要な48支店（沖縄県を除
く全ての都道府県）では、農林水産業を営むお客さ
まへの金融サービスを提供します。残る104支店で
は、テレビ電話等を活用し、融資制度に関する情報を
提供します。

農林漁業金融公庫経営戦略 (平成20～22年度) を策定しました

農林漁業金融公庫は、政策金融改革、農政改革という2つの改革に対応した自己改革を推進するため、平成17年6月に経営基本計画（平成17～19年度）を策定し、3か年の経営改革に取り組んできました。さらに、同計

画の最終年度である平成19年9月には、農林漁業金融公庫経営戦略（平成20～22年度）を策定し、現在、同戦略に即した新たなビジネスモデルの構築に取り組んでいるところです。



新たなビジネスモデルのイメージ

これまで以上にお客さまにとって身近な存在となるために、Ⅰ.民間等との連携、Ⅱ.窓口相談機能、Ⅲ.提供サービスを大幅に進化させ、すぐそばで常にお客さまの経営を応援してまいります。その気持ちを込めて「もっと

身近に!」をキャッチフレーズに、より多くのお客さまのお役に立ってまいります。お客さまの経営発展を通じ、農林水産業の体質強化に貢献し、安全で良質な食料の安定供給を支えてまいります。

I

もっと身近に!

民間等とのネットワークの深化

これまでの取組

農協系統（委託貸方式）中心の連携

+

民間金融全般（銀行・信金・ファイナンス会社等）との連携

+

他分野（商社・食品産業・税理士等）との多様な連携

+

NPO法人J-PAO、農業経営アドバイザーなど、外部WINGの組織化・制度化の促進

新たなビジネスモデルでの取組

専門政策金融機関として、民間金融機関の参入促進のためのノウハウ提供やCDSを活用した証券化支援業務に加え、幅広い関係機関等との連携強化を更に推し進め、お客さまが多様なサービスに多様なチャネルからアクセスしやすい環境を整備していきます。

民間金融機関の参入促進

委託業務
制度の
利便性向上

農業信用リスク情報
サービス (ACRIS)
の普及促進

CDSを活用した
証券化支援
業務導入

+

幅広い関係機関等との連携強化

情報提供
態勢の強化

取次・推薦
等の新たな
連携制度

農林水産分野
へのノウハウ
提供支援

II

もっと身近に!

相談等の窓口機能の強化

政策金融機関の統合による変化

農林漁業金融公庫として
全国22支店体制平成20年10月～
日本政策金融公庫として152支店体制

これまでの取組

全国22支店に加え
15拠点への先行出店北見市・帯広市・山形県・茨城県・群馬県
千葉県・山梨県・福井県・岐阜県・奈良県
和歌山県・鳥取県・山口県・徳島県・高知県

新たなビジネスモデルでの取組

日本政策金融公庫の支店ネットワークやWeb等のITを活用し、相談等の窓口機能や情報提供態勢の強化を図るとともに、地域との連携を促進することで、お客さまにより身近で、地域に信頼される存在を目指します。

相談等窓口機能や情報提供態勢の強化

日本政策金融公庫の支店ネットワークの活用 48支店(専門人材配置)

地域密着型の
定期相談窓口IT活用による
情報提供態勢強化地元機関等
との連携

III

もっと身近に!

多様な経営支援サービスの提供

政策ニーズの変化

農林水産業の
基盤整備向けの資金供給担い手中心に、個別経営体の
育成・経営支援

これまでの取組

多様な資金メニューの整備 (平成19年度)

担い手向けL資金実質無利子化

セーフティネット資金

L資金クイック融資

新たなビジネスモデルでの取組

専門政策金融機関として、「資金と経営支援サービスを融合」して提供し、常にお客さまの経営のそばにいて、お客さまの多様なニーズに対応し、政策ニーズの実現に応じていきます。

利用しやすい融資制度の導入

簡単な手続きの
小口融資地域の特性に
応じた融資

+

経営支援サービスの強化

コンサルティング
サービスビジネス
マッチング

農林漁業金融公庫経営戦略のイメージ

I 新たなガバナンス戦略

政策金融機関として、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営を行うための内部統制の仕組み等の強化を図っていきます。

施策01 内部統制の強化

→統合的なリスク管理態勢を強化するとともに、内部監査の高度化等の見直しを行うことで、健全なガバナンスを確立

施策02 組織運営のPDCAサイクルの強化

→利用者のニーズを、よりの確に経営に反映していくため、簡素で納得感の高い業績評価を行い、PDCAサイクルを強化

II 新たな顧客営業戦略 ～顧客基盤拡充～

民間金融機関に加え、幅広い関係機関等との連携を一層強化するとともに、より多くのお客さまに対応していくための営業を推進し、顧客基盤の拡充を図っていきます。

施策03 新たな営業モデルの推進

- 外部機関と連携した戦略的営業モデルを確立
 - 農業分野→顧客セグメント毎の地域特性を踏まえた営業を推進
 - 林業分野→新生産システムへの対応など新たな融資スキームを推進
 - 水産業分野→地域共同での漁船融資スキームなど新たな融資スキームを推進
 - 食品産業分野→農食連携企業や地場食品企業に対する取り組み強化

施策04 多様な経営支援サービスの提供

- 多様な資金ニーズへの対応
 - お客さまの多様な資金ニーズに対応した資金提供の充実
- 顧客支援機能の充実
 - 経営コンサルティング、農林水産物の輸出の取組への支援、ビジネスマッチング等のトータルサポート態勢の充実
- 情報活用・受発信機能の拡充
 - お客さまや外部機関等へのタイムリーな情報提供、利用者等の現場ニーズの把握の強化

施策05 民間金融機関とのパートナーシップ強化

- 農林水産業分野における民間金融サポートの推進
 - 農業信用リスク情報サービス(ACRIS)の普及やCDSを活用した証券化支援業務等により民間金融機関の参入を支援

施策06 地域プロジェクトへの取り組み強化

- 地域プロジェクトに対するノウハウ蓄積・支援
 - 地域資源を活用した地域振興プロジェクト等への支援を強化

Ⅲ

新たな与信管理戦略 ～政策性を重視した与信管理～

政策コストと政策効果のバランスの取れた融資を行うことで、政策金融機関ならではの専門性・政策性の高い与信管理を図っていきます。

施策07 農林水産分野の特性を踏まえた与信管理スキームの確立

- リスク評価の困難度が特に高い融資案件の審査・管理スキームの構築
 - 政策性・公共性が認められる一方で、リスク評価の困難度が特に高い融資案件に対する審査・管理スキームを構築
- 政策効果と政策コストのバランスの取れた与信管理スキームの構築
 - 農林漁業分野の専門政策金融機関として、事業の政策効果についての評価手法の導入等、より精緻な費用対効果の検証が行える与信管理スキームを構築

施策08 審査の迅速化および管理の効率化の推進

- 審査の標準化
 - 定型審査手法の改善および準定型審査手法の構築等により、審査に要する時間の短縮を図り、お客さまの利便性向上を推進
- 与信管理事務等の合理化
 - 与信管理に係る事務の合理化により、支店実務の効率化を推進

施策09 期中管理を重視する与信管理行動モデルへの転換

- 融資先の経営状況モニタリング強化・顧客の態様別の支援管理行動の標準化
 - お客さまの経営状況の把握に努め、態様別の支援管理行動の標準化を推進
- 内部格付制度の改善
 - 制度の定期点検の仕組みの導入により精度向上を図るとともに、適切な管理行動の基準として活用

Ⅳ

新たな業務オペレーション戦略

限られた人員で業務を円滑に遂行し、更にお客さまにこれまで以上のサービスを提供していくための業務オペレーションの構築を図っていきます。

施策10 相談等の窓口機能強化に伴うオペレーションモデルの確立

- 充実する支店網（全国152）を現行人員以下で運用し、営業力を発揮していくための、効率的な業務オペレーション・業務分担・人員配置のモデルを確立
- 顧客基盤の拡充に対応していくため、農林水産業に精通した専門人材をフルに活用できる、新たな業務システムの開発を進め、次世代の業務オペレーションを構築

経営基本計画(平成17～19年度)の成果と 経営戦略(平成20～22年度)に向けた課題

経営基本計画 (平成17～19年度)

お客さまへの融資を通じたトータルサポート機能の発揮

- 施策01 お客さまの投資ニーズの的確な把握と迅速な資金提供
- 施策02 「農業」分野におけるニーズに即した資金提供
- 施策03 「林業」分野におけるニーズに即した資金提供
- 施策04 「漁業」分野におけるニーズに即した資金提供
- 施策05 「食品産業」分野におけるニーズに即した資金提供
- 施策06 お客さまのニーズにマッチした情報提供などの「提案型の融資活動」推進
- 施策07 農林漁業分野の不振経営体の事業再生への支援
- 施策08 経営マインドを持った農林漁業者育成の支援

民間金融とのパートナーシップの確立

- 施策09 系統金融機関との連携強化、地銀・信金等との業務協力の推進
- 施策10 民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう融資ノウハウの提供

スピード感ある自己変革の実現

- 施策11 経営基本計画実現のためのPDCAサイクルによる経営マネジメント
- 施策12 経営基本計画を効率的に実行するための組織態勢整備
- 施策13 経営基本計画をリードできる人材育成
- 施策14 審査手法の高度化による効率的な審査や新たな融資手法の開発
- 施策15 真に役立つ情報発信のための国内外の情報の収集・分析・発信能力の向上
- 施策16 お客さまの経営状況に応じた予防的観点からの経営改善支援
- 施策17 よりわかりやすく情報発信をしていくための広報活動の再構築
- 施策18 統合的なリスク管理など業務運営の健全性確保のための内部統制機能の充実
- 施策19 民間金融機関とのネットワーク拡充などITを活用した業務の効率化

成果と課題

【成果】

【課題】

【成果】

【課題】

【課題】

【成果】

【課題】

【成果】

【課題】

【成果】

【課題】

【課題】

【課題】

「スーパーL 資金」融資実績の大幅伸張
「農業経営アドバイザー制度」創設(217名育成)
外部ネットワーク(民間企業など)との連携構築
トータルサポートの推進
外部ネットワークとの連携強化
⇒税理士や生産者団体との連携事業
「アグリフード EXPO」開催(東京・大阪)
マッチングシステムの機能拡充
⇒「アグリフード EXPO インター
ネットマッチング」の開始
農業新規参入支援態勢の再整備
⇒外部ネットワークと連携した
支援態勢を再整備
「農林漁業セーフティネット資金」創設
お客さまの経営環境の変化への迅速かつ適切な対応

民間金融機関との業務協力の推進
(197金融機関との業務協力協定等締結)
スコアリングサービス開始
(476 金融機関が利用)
民間金融との協調・連携の更なる充実
⇒農業信用リスク情報サービス(ACRIS)の開始
⇒CDS を活用した証券化支援業務の開始

融資審査の効率化と手続の迅速化
ランクアップなどを通じたリスク
管理債権の削減
⇒お客さまの経営状況モニタリング強化
お客さまにより身近な場所でご相談
いただける窓口の拡充
⇒48支店態勢の整備・定期相談
窓口開設
専門人材の育成・活用
⇒「林業経営アドバイザー制度」創設
「水産業経営アドバイザー制度」創設

経営戦略 (平成20～22年度)

I 新たなガバナンス戦略

- 施策01 内部統制の強化
- 施策02 組織運営のPDCAサイクルの強化

II 新たな顧客営業戦略 ～顧客基盤拡充～

- 施策03 新たな営業モデルの推進
 - 外部機関と連携した戦略的営業モデルを確立
 - 「農業」分野
 - 「林業」分野
 - 「水産業」分野
 - 「食品産業」分野
- 施策04 多様な経営支援サービスの提供
 - 多様な資金ニーズへの対応
 - 顧客支援機能の充実
 - 情報活用・受発信機能の拡充
- 施策05 民間金融機関とのパートナーシップ強化
 - 農林水産業分野における民間金融サポートの推進
- 施策06 地域プロジェクトへの取り組み強化
 - 地域プロジェクトに対するノウハウ蓄積・支援

III 新たな与信管理戦略 ～政策性を重視した与信管理～

- 施策07 農林水産分野の特性を踏まえた与信管理スキームの確立
 - リスク評価の困難度が特に高い融資案件の
審査・管理スキームの構築
 - 政策効果と政策コストのバランスの取れた
与信管理スキームの構築
- 施策08 審査の迅速化および管理の効率化の推進
 - 審査の標準化
 - 与信管理事務等の合理化
- 施策09 期中管理を重視する与信管理行動モデルへの転換
 - 融資先の経営状況モニタリング強化・顧客
の態様別の支援管理行動の標準化
 - 内部格付制度の改善

IV 新たな業務オペレーション戦略

- 施策10 相談等の窓口機能強化に伴う
オペレーションモデルの確立

経営基本計画（平成17～19年度） の成果

トータルサポート機能

「スーパーL資金」融資実績の大幅伸張

- ◆ スーパーL資金は、実質無利子化等により融資実績が大幅に伸張
 - ◆ 担い手23万⇒40万※ 経営体の育成に向け引き続きスーパーL資金の融資を推進
- ※「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）における平成27年度の担い手数

	融資件数			融資実行額（単位：百万円）		
	H17年度	H18年度	H19年度	H17年度	H18年度	H19年度
農業資金	7,281	6,564	8,528	141,819	111,012	149,813
うちL資金	2,932	2,392	5,117	64,589	52,234	99,638

「農業経営アドバイザー制度」を創設（H17.4～）

アドバイザー総数：217名

うち外部アドバイザー 160名
業務協力金融機関 59名
税理士、中小企業診断士 86名
普及指導員ほか 15名
(H20.5.31現在)

■アドバイザーの業務

経営改善提案（経営診断、経営改善計画作成支援等）、経営状況フォローアップ、資金相談対応（資金計画・行政手続作成支援等）、経営資源有効活用等、各種ニーズへの対応 など

農業経営に関する
高度で幅広い相談に対応

→ 外部アドバイザーとの連携によるサービスの高度化（お取引先以外の担い手農業者も含め、様々なサービスを提供できる体制へ）

「アグリフードEXPO」（国産農産物等の展示商談会）開催（東京・大阪）

- ◆ お客さまと国産原材料にこだわる食品産業（バイヤー）との商談機会を設定し、お客さまの販路拡大を支援

	EXP02006 (H18.8.8～9)	EXP02007 (H19.8.28～29)	EXP02008大阪 (H20.2.26～27)
出展者数	293先	431先	165先
入場者数	4,941名	9,675名	3,249名
商談件数	23,976件	35,314件	12,166件
商談引合件数	4,213件	4,146件	1,687件
商談引合額	448百万円	1,225百万円	108百万円

外部ネットワークとの連携構築

- ◆ 民間企業等が持つ専門的なノウハウを農業経営の発展に十分活用されるよう、協力関係を構築
⇒農業経営へのトータルサポート態勢を構築
 - 民間企業のノウハウ等を活かした総合的な支援（NPO法人日本プロ農業総合支援機構〔J-PAO〕）
 - 農林水産物の販売支援（伊藤忠商事株式会社）
 - 輸出促進（日本貿易振興機構〔ジェトロ〕）
 - 農業（農村）分野の人材確保（株式会社パソナ）
 - 新規就農支援（NPO法人阿蘇エコファーマーズセンター）
 - 出資（アグリビジネス投資育成株式会社）

民間金融とのパートナーシップ

民間金融機関との業務協力の推進

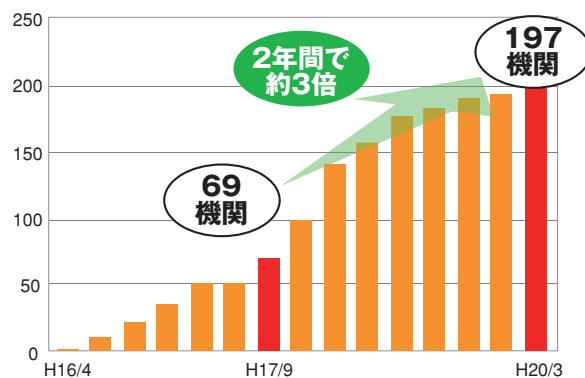
- ◆民間金融機関の農林漁業金融への参入を支援するため、公庫発足以来のパートナーである系統金融機関との連携はもちろんのこと、銀行、信用金庫、信用組合、ファイナンス会社との業務協力協定を締結

【業務協力協定等締結先数】(H20.3.3現在)

**197
機関**

農林中金・信農連	36
銀行	82
信用金庫	67
信用組合	4
ファイナンス会社	8

- 農業融資専任担当者を設置……………47機関
- アグリビジネスに係る商談会や
交流会を実施……………29機関
- 農業向け商品を開発……………59機関
- スーパーL資金クイック融資制度を
セットにした商品を開発……………9機関



スコアリングサービス (H18.1～)

- ◆農業版スコアリングモデルを開発し、農業経営体の信用力の評価結果をインターネット回線を通じて提供
⇒476金融機関が利用 (H20.4.1現在)

シンポジウムの開催

- ◆業務協力金融機関向けにシンポジウムを開催し、農業金融への取組を支援
- <参加者> 第1回 (H17/8) 37機関 46名
第2回 (H18/8) 58機関 71名
第3回 (H19/8) 58機関 76名

人材交流

- ◆業務協力金融機関 (計5機関) と人材交流を実施

スピード感ある自己改革

融資審査の効率化と手続の迅速化

- ◆担い手農業者向け融資等にスコアリングモデルを活用した定型的な審査手法を導入 (H18年6月～)
⇒お客さまに融資可否の判断を迅速 (行政手続に要する期間を除き、最速1週間を目処) に回答
- ◆スーパーL資金について自主ルールを設けて融資手続の迅速化に取組
(従来) 1ヵ月半 → (目標) 1ヵ月以内 (経営改善資金計画書等の受付～融資決定)
- ◆スーパーL資金無担保・無保証人によるクイック融資を開始 (H19年度～)

経営戦略に向けた課題と 平成20年度の主な取組

経営戦略に向けた課題と平成20年度の主な取組

【農業（担い手23万⇒40万経営体の育成・経営支援）】

（課題）お客さまにより身近な場所でご相談いただける
窓口の拡充

（取組）定期相談窓口の開設

政策公庫の全ての支店（152か所）に加えて、都道府県（農業改良普及センターなど）、市町村、農協などと連携して、お客さまにもっと身近な場所に「定期相談窓口」を開設し、融資に関するご相談の受け付けや手続を行います。

（課題）外部ネットワークとの連携強化

（取組）税理士や生産者団体との連携事業

お客さまの経営課題の調査や事業計画・経営改善計画の作成支援を税理士などの専門家（公庫職員以外の農業経営アドバイザーなど）に委嘱する事業や、公庫資金の利用を希望されるお客さまを生産者団体から推薦いただく事業などに取り組みます。

（課題）審査の迅速化及び管理の効率化の推進

（取組）スーパーL資金クイック融資や定型審査手法を活用した融資による審査の標準化と与信管理事務などの合理化に取り組みます。

（課題）トータルサポートの推進

（取組）お客さまのフォローアップを通じて税務、労務、ビジネスマッチングなどの経営に関するご相談を伺い、農業経営アドバイザーや外部ネットワークと連携した支援に取り組みます。

（課題）農業新規参入支援態勢の再整備

（取組）全ての支店・拠点に「農業新規参入融資相談窓口」を設置するとともに、外部ネットワークと連携した支援態勢を再整備します。

【林業（美しい森林作りへ向けた各種施策との連携強化）】

（取組）「新生産システム事業」などへの支援強化

国は、大規模産地と大規模加工施設を直結して国産材の需要拡大と林業の再生を図る「新生産システム事業」（平成18～22年度）を推進しています。公庫は、林業の再生・お客さまの経営改善支援の観点からこの事業を支援していきます。また、平成20年度に創設された林業基盤整備資金（利用間伐推進）の制度周知と融

資支援に取り組みます。

【水産業（地域再生への積極関与）】

（取組）漁船漁業改革推進集中プロジェクトにかかる支援

国は、漁業者及び地域が一体となって、漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性の向上を図る「漁船漁業改革推進集中プロジェクト」（平成19～23年度）を推進しています。公庫は、漁船の建造・取得資金の融資にとどまらず、漁船漁業の収益向上に結びつく地域関係者の共同取組（地域プロジェクト）のメンバーとして参画するなど、積極的に関与していきます。

【林業・水産共通】

（課題）専門人材の育成・活用

（取組）林業経営アドバイザー制度、水産業経営アドバイザー制度の創設

林業・水産業に関する難易度の高い業務やお客さまのニーズに的確に対応するため、専門コンサルタントを創設します。外部の専門家に審査を行っていただくなど公平・公正な視点から資格試験を実施します。

【食品産業（農食連携の推進・農商工連携プロジェクトへの支援）】

（取組）農商工連携プロジェクトをはじめとした地域の農林漁業者と食品企業の連携あるいは農林漁業者と消費地の食品企業との連携を進めるため、融資支援やマッチングサービスなどに取り組みます。

【共通】

（課題）マッチングシステムの機能拡充

（取組）「アグリフードEXPOインターネットマッチング」の開始

新たなインターネットマッチングサイトを開始し、お客さまの販路拡大支援をインターネット上で実施します。

（課題）民間金融との協調・連携の更なる充実

（取組）農業信用リスク情報サービス（ACRIS）の開始

公庫が蓄積した全国約2万件の農業者（匿名）の経営データや審査ノウハウを民間金融機関と共有し、お

さまが最寄りの金融機関から資金調達しやすくなる環境を整備します。

（取組）CDSを活用した証券化支援業務の開始

民間金融機関が担い手農業者に農業経営資金を融資しやすくなるよう、ACRISにより審査ノウハウを提供するとともに、ACRISを用いた融資について、デフォルト時に公庫が保証（一定の制約あり）する取組（CDS）を開始します。

また、一定数のCDSを公庫がとりまとめた上で、証券化商品を特定目的会社を通じて投資家へ販売することにより、結果として、機関投資家などの民間の資金が、民間金融機関を通じて、担い手農業者の農業経営資金として融通されることを目指します。

（課題）ランクアップなどを通じたリスク管理債権の削減

（取組）お客さまのランクアップによるリスク管理債権の削減に取り組めます。特に大口のお客さまのうち要管理先及び破綻懸念先を中心にランクアップが可能と見込まれる先に対しては、経営改善計画の策定などを支援し、必要な償還条件緩和または融資を行います。

（課題）お客さまの経営環境の変化への迅速かつ適切な対応

（取組）米価下落や原材料（畜産飼料など）価格高騰、地震・台風などの自然災害による影響を受けられたお客さまを対象に、公庫資金の融資やご返済についてのご相談を承る窓口を全国の支店及び拠点に設置します。お客さまの経営の安定を図るために必要な資金（農林漁業セーフティネット資金）の融資や公庫資金のご返済期間の延長などの対応を行います。

課題への対応

林業公社への対応

当公庫の社団法人滋賀県造林公社及び財団法人びわ湖造林公社に対する貸付金約444億円等に関し、両公社は平成19年11月に、その6割以上の債権放棄等を内容とする債務調整のための特定調停申し立てを大阪地方裁判所に行いました。

当公庫は、この申し立てに対し、公庫債権の全額を滋賀県が損失補償していることから、債務額の減額等については論ずる立場にないという主張を行っております。

なお、この件に関しては滋賀県との間で債務弁済についての交渉を継続しています。（平成20年8月8日現在）

不適切に徴収された費用に関する調査結果

受託金融機関は、公庫が本来借入者の負担であると定めたものを立て替えた場合以外は、借入者から費用を徴収してはならないことになっています。しかし、周知が不十分であったため、19年度に受託金融機関及びこれから事務の再委託を受けている農協が、借入者から

不適切な費用を徴収していることが判明しました。

また、借入者の信用補完等のために、公庫が一旦、農協、漁協、森林組合に融資した上、その資金を、利率、償還期限等を同一条件にして、組合が最終的な借入者に融資を行う、「転貸」という方法が利用されていますが、この転貸に当たっても、組合は、借入者から実費以外の費用を徴収してはならないことになっていました。しかし、十分理解されていなかったことから、一部の農漁協が実費を超える費用を徴収していたことが判明しました。

こうしたことから、公庫は、平成9年以降の不適切な費用の徴収及び実費を超える転貸費用につき、受託金融機関に対して返還を要請し、20年4月末現在で、一部返還準備中の実費を超える転貸費用を除き、借入者への返還を完了できました。

なお、借入者に本来負担していただく費用を借用証書等に明記する一方、業務の委託に関するルールの明確化を行い、転貸に伴う費用の徴収は実費も含め20年度から廃止する等の再発防止策を講じています。

経営基本計画に基づく 平成19年度業績評価結果

経営基本計画の策定に伴い、平成17年度の業務から、施策毎に定めた評価指標に基づく4段階の評価を実施しています。これを基に、平成19年度の業績を評価した結果、課題が明らかになったものは、それらを踏まえ

業務の見直しを検討し、平成20年度以降の施策に反映しています。また、この業績の評価については、外部有識者で構成される「経営評議委員会」において、客観的な幅広い観点からの意見をいただいております。

■施策毎の業績評価指標（施策02の例）と評価方法



施策の総合評価

業績評価指標の得点をもとに、以下の4段階の総合評価を行います。

A：目標を大きく上回って達成
【業績評価指標得点4.0以上～】

B：目標を達成
【業績評価指標得点2.0以上～4.0未満】

C：概ね目標を達成したが、一部改善の余地あり
【業績評価指標得点0.5以上～2.0未満】

D：目標を達成しておらず、運営等の改善が必要
【業績評価指標得点～0.5未満】

項目毎に得点化し、単純平均により、5点満点で得点を算出します。

各評価項目は以下により得点化を行います。

定量評価項目	得点	定性評価項目	得点
目標達成率120%以上	5点	重点課題として年度当初に想定した内容を大きく上回る取組ができた	5点
目標達成率100%以上～120%未満	3点	重点課題として年度当初に想定した通りの取組ができた	3点
目標達成率80%以上～100%未満	1点	重点課題に概ね適切な取組ができた	1点
目標達成率80%未満	－1点	重点課題への取組が不十分であった	－1点

⇒ 施策毎の業績評価結果一覧は、85ページに掲載しています。

経営基本計画

お客さまへの
融資を通じた
トータルサポート
機能の発揮

民間金融との
パートナーシップ
の確立

スピード感ある
自己変革の実現

〔戦略〕とその実現のための〔施策〕

戦略：資金提供

- | | | |
|--------------|--------------------------|-------|
| 施策 01 | お客さまの投資ニーズの的確な把握と迅速な資金提供 | → P17 |
| 施策 02 | 「農業」分野におけるニーズに即した資金提供 | → P18 |
| 施策 03 | 「林業」分野におけるニーズに即した資金提供 | → P19 |
| 施策 04 | 「漁業」分野におけるニーズに即した資金提供 | → P20 |
| 施策 05 | 「食品産業」分野におけるニーズに即した資金提供 | → P21 |

戦略：経営支援

- | | | |
|--------------|---------------------------------------|-------|
| 施策 06 | お客さまのニーズにマッチした
情報提供などの「提案型の融資活動」推進 | → P22 |
| 施策 07 | 農林漁業分野の不振経営体の事業再生への支援 | → P23 |
| 施策 08 | 経営マインドを持った農林漁業者育成の支援 | → P24 |

戦略：民間金融機関の参入支援

- | | | |
|--------------|--|-------|
| 施策 09 | 系統金融機関との連携強化、地銀・信金等との業務協力の推進 | → P25 |
| 施策 10 | 民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう
融資ノウハウの提供 | → P26 |

戦略：経営マネジメント・組織・人事・業務運営

- | | | |
|--------------|--|-------|
| 施策 11 | 経営基本計画実現のための
PDCAサイクルによる経営マネジメント | → P27 |
| 施策 12 | 経営基本計画を効率的に実行するための組織態勢整備 | → P27 |
| 施策 13 | 経営基本計画をリードできる人材育成 | → P27 |
| 施策 14 | 審査手法の高度化による効率的な審査や新たな融資手法の開発 | → P28 |
| 施策 15 | 真に役立つ情報発信のための国内外の情報の
収集・分析・発信能力の向上 | → P28 |
| 施策 16 | お客さまの経営状況に応じた予防的観点からの経営改善支援 | → P29 |
| 施策 17 | よりわかりやすく情報発信をしていくための広報活動の再構築 | → P29 |
| 施策 18 | 統合的なリスク管理など業務運営の健全性確保のための
内部統制機能の充実 | → P30 |
| 施策 19 | 民間金融機関とのネットワーク拡充など
ITを活用した業務の効率化 | → P30 |

お客さまの投資ニーズの 的確な把握と迅速な資金提供

お客さまの経営発展段階等の状況に応じた投資ニーズを的確に把握し、お客さまに必要な資金を迅速に提供していきます。

総合評価

B (2.0点)



担い手支援など他の施策を含めて評価。借入手続所要日数はほぼ目標を達成。お客さまの8割は手続に満足。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標

評価

●担い手支援

担い手への金融支援、これによる雇用や地域の農林漁業への効果

★★★★★ 3.0点

●事業再生支援

事業再生への支援、雇用喪失の防止、耕作の維持

★★★★★ 2.0点

●セーフティネット

災害等への対応

★★★★★ 3.0点

●新規事業支援

農業への新規参入、ベンチャー等への支援

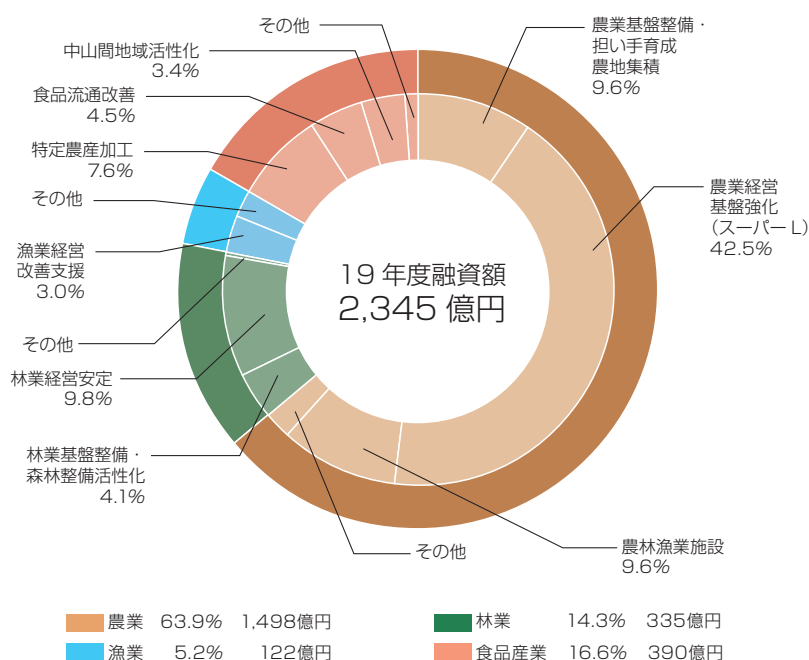
★★★★★ 1.0点

●サービス向上

借入手続の所要日数短縮

★★★★★ 1.0点

平成19年度融資実績



「農業」分野における ニーズに即した資金提供

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金提供を通じ、農業者等の創意工夫や主体性を発揮した経営改善の取組や環境保全を重視した取組などを積極的に支援していきます。

総合評価

B (2.3点)



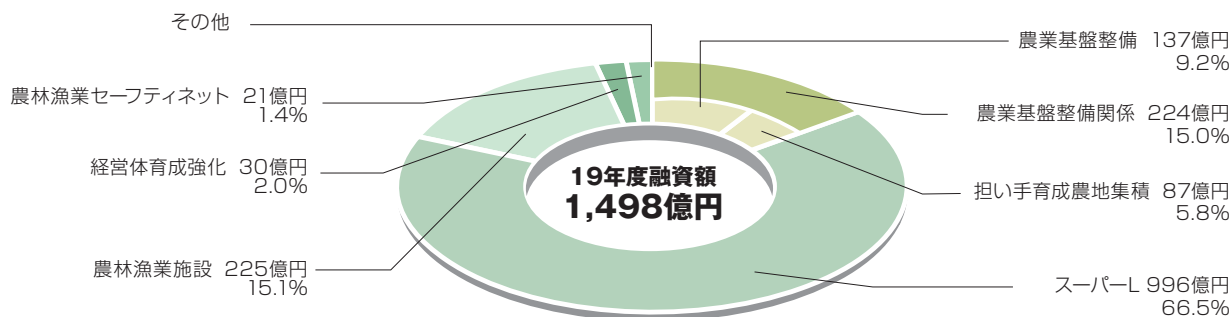
スーパーL資金は実質無利子化等により融資実績が大幅に伸張。スーパーL資金を新規に利用した担い手は2,990先。自然災害(台風)や米価下落等にもセーフティネット資金で対応。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標	評価
●担い手支援 担い手への金融支援、これによる雇用や地域農業への効果	★★★★★ 3.0点
●事業再生支援 事業再生への支援、雇用喪失の防止、耕作の維持	★★★★★ 1.7点
●セーフティネット 災害等への対応	★★★★★ 3.0点
●環境保全、生産基盤整備、地域振興への支援 資金提供、環境保全や地域への波及効果	★★★★★ 3.0点
●新規事業支援 農業への新規参入、ベンチャー等への支援	★★★★★ 1.0点

以上の取組を通じ、農業関係資金の融資実績は1,498億円（対前年比135%）となりました。

融資状況（農業）



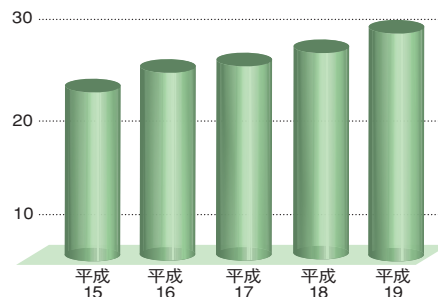
お役に立っていますスーパーL資金

農業の担い手を スーパーL資金が支援します

スーパーL資金は、わが国の農業を担っていく農業経営者を育成、支援する資金です。

この資金は「農業経営基盤強化促進法」等による認定農業者が利用する経営改善のための長期・固定資金です。新規就農者や異業種からの参入法人などの新しい担い手への支援も拡大しています。

（千先） スーパーL資金融資先

認定農業者に占める
スーパーL資金融資先数

	認定農業者	うちスーパーL融資先
個人	227千	26千 (11.6%)
法人	12千	4千 (31.4%)
計	239千	30千 (12.6%)

平成20年3月末時点

「林業」分野における ニーズに即した資金提供

「森林・林業基本法」の政策展開に沿った資金提供を通じ、多面的機能を有する森林の整備や国産材の供給・加工体制整備などを積極的に支援していきます。

総合評価

B (3.0点)



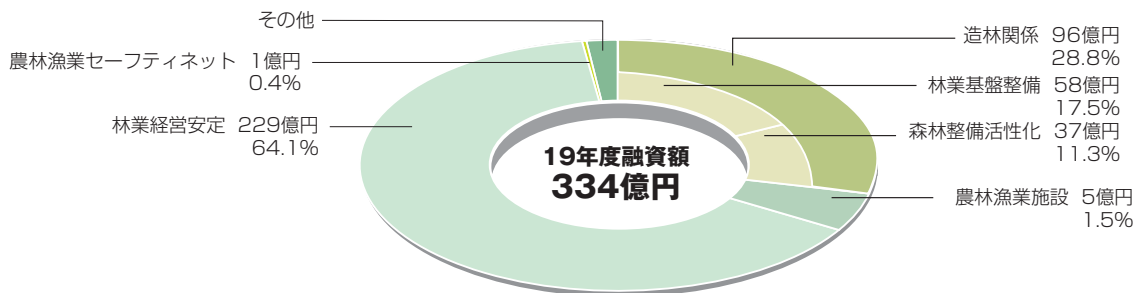
長伐期施業・複層林施業への転換や国産材の利用拡大に向けた取組を支援。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標	評価
●担い手支援 担い手への金融支援、これによる雇用や地域林業への効果	★★★★★ 2.0点
●山村活性化・国産材供給・加工支援 資金提供、地域林業・経済への波及効果	★★★★★ 4.0点
●セーフティネット 災害等への対応	★★★★★ 3.0点

以上の取組を通じ、林業関係資金の融資実績は334億円（対前年比85%）となりました。

融資状況（林業）



「漁業」分野における ニーズに即した資金提供

「水産基本法」の政策展開に沿った資金提供を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための担い手支援等を積極的に支援していきます。

総合評価

B (2.8点)



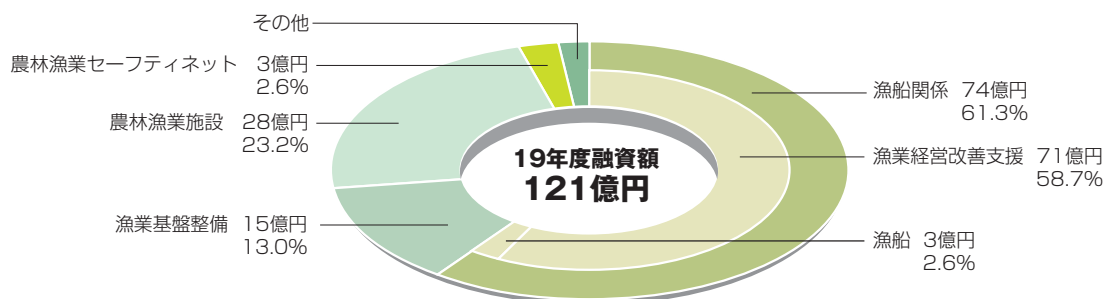
漁船漁業改革推進集中プロジェクトを関係機関と協調して推進し、担い手漁業者を集中的に支援。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標	評価
●担い手支援 担い手への金融支援、これによる雇用や地域漁業への効果	★★★★★ 4.0点
●事業再生支援 事業再生への支援、雇用喪失の防止と地域への効果	★★★★★ 2.3点
●水産資源管理、漁村活性化支援 資金提供、環境保全や地域への波及効果	★★★★★ 2.0点
●セーフティネット 災害等への対応	★★★★★ 3.0点

以上の取組を通じ、漁業関係資金の融資実績は121億円（対前年比186%）となりました。

融資状況（漁業）



「食品産業」分野における ニーズに即した資金提供

食品の安全性を確保するための投資に伴う経営上のリスクや、国内原料の供給産地・農産物等が生産条件に左右されやすい等のリスクを抱える食品製造・流通分野において、食品の安全・安心など国民ニーズに対応するため、民間金融の補完に資する観点から適切に資金提供を行っていきます。

総合評価

B (3.0点)



国産農畜水産物の利用増加に向けて、農と食の連携、安全・安心な食品の安定供給、流通システム整備を支援

19年度の実績結果と評価

業績評価指標

●食品産業分野における金融支援

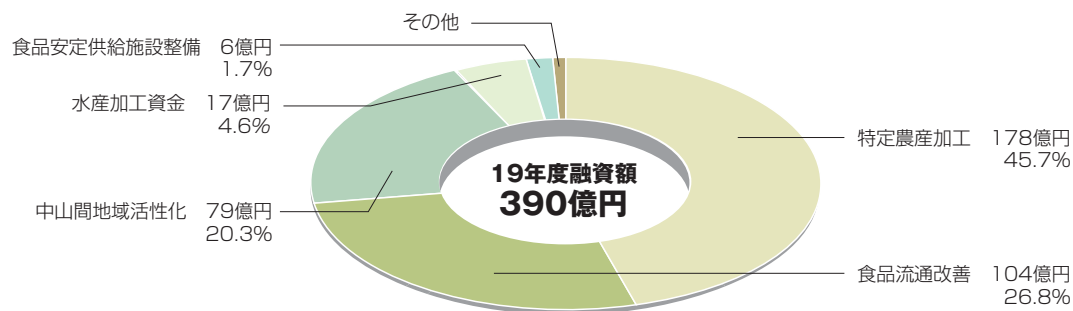
安全・安心な食品の安定供給、農と食の連携、流通システム整備のための金融支援

評価

★★★★★ 3.0点

以上の取組を通じ、食品産業関係資金の融資実績は390億円（対前年比70%）となりました。

融資状況（食品産業）



お客さまのニーズにマッチした情報提供などの「提案型の融資活動」推進

個々のお客さまのニーズ・課題にマッチした「資金調達方法」、「経営改善のアドバイス」、「ビジネスマッチング」、「専門家の紹介」など様々な提案により担い手等を支援していきます。

総合評価

B (3.0点)



489先のお客さまに「ブランド化支援」、「飼料価格高騰・米価下落への対応」等の提案を実施。J-PAOなどとの業務協力を通じてトータルサポート態勢を構築。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標

評価

- 提案型の融資活動・農業経営アドバイザー活動実績
融資先の経営改善支援、農業経営アドバイザーの活動状況

★★★★★ 3.0点

提案型の融資活動

お客さまの経営発展を支援するため、「経営モデル」（国の目指す経営展望、資本装備等）、「経営改善の目安」（経営指標の全国平均値等）、「融資事例」（成功事例、失敗事例）などの経営発展に役立つ情報提供や、ビジネスマッチング、専門家の紹介など様々な提案を実施しています。

提案事例

- I) 定年退職した労働者の受け皿として農業への新規参入を検討している農外企業に対し、農業法人設立に係る関連法規等をアドバイス
- II) 養豚農家に対し、販売先との交渉材料のため自社生産物のブランド価値について試算を提供
- III) 肉用牛農家に対し、飼料高騰等の外部環境の影響を受けにくい経営体質を確立するためにアドバイス

民間企業等との連携によるサービスの高度化

農林水産物の販売支援・輸出促進、農業分野の人材育成と確保、農業生産体制の強化などを目的とした業務協力は、NPO法人日本プロ農業総合支援機構（J-PAO）

等の10社に増加し、更なる顧客サポートの充実に努めています。

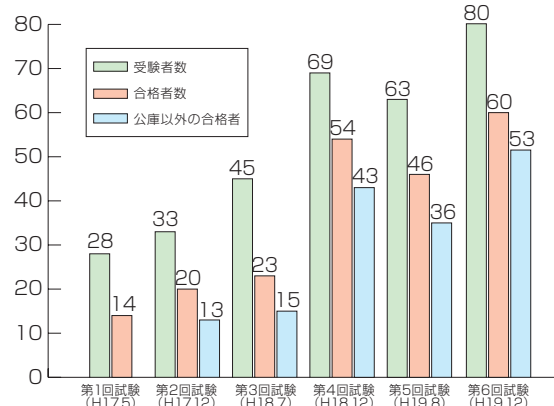
農業経営アドバイザーの活動

「農業の特殊性を理解している税務、労務、マーケティングなどの専門家のアドバイスが欲しい」といった多くの農業経営者から公庫に寄せられる要望に応え、平成17年度に農業経営アドバイザー制度を創設しました。これまで6回の試験を開催し、計217名の農業経営アドバイザーが誕生しています。

公庫職員以外の農業経営アドバイザー（平成20年5月末現在）

業務協力金融機関 （系統金融機関・銀行・信金・ファイナンス会社）	59名
税理士・中小企業診断士	86名
普及指導員ほか	15名

農業経営アドバイザー試験の結果



農林漁業分野の不振経営体の事業再生への支援

【農業分野】 農地や施設等の優良な経営資源が有効に活用されるよう、経営再生可能な農業者を DIP 資金(※1)の融資など民間金融機関と協調した金融支援をしていきます。

【林業分野】 林業者に対して、利用間伐の推進に必要な融資など民間金融機関と協調した金融支援をしていきます。

【漁業分野】 担い手となるべき中小漁業者に対して、既往債務の償還を円滑に進めながら代船投資を進められるよう、民間金融機関と協調した金融支援に取り組みます。

総合評価

B (2.5点)



農業再生委員会を活用した第1号案件に取り組みなど、60先の事業再生支援を実施。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標

評価

●事業再生支援

事業再生への支援、雇用喪失の防止、耕作の維持

★★★★★ 2.5点

具体的な支援事例

- I) 経営破綻した養豚農場を別の養豚農場が承継するスキームを、農業再生委員会が支援した全国第1号案件です。公庫は、関係農協と協調して破綻農場の担保解除を行うとともに、農場を承継する担い手に対し、経営改善計画の策定を支援し、承継に要する増加運転資金、修繕資金などを融資しました。この結果、経営資源である母豚380頭規模の養豚場が劣化、放置されることなく、円滑に担い手に承継されました。
- II) 経営再建の途上にある製材業者からの、機械導入に関する借入相談に対応しました。公庫は、平成17年度に策定を支援した経営改善計画の進捗状況をフォローしてきましたが、今回の借入相談を契機として、投資効果、経営改善計画に与える影響などを

審査し、メインバンクと協調して設備資金を融資しました。この結果、修理費削減、作業効率向上などの投資効果が得られ、売上高10億円規模、雇用40名の会社の経営改善が図られました。

- III) 経営悪化した水産養殖業者が、中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生計画を策定しました。公庫は、県内有数の水産養殖業者であり、直営レストラン、宅配便、デパートでの販売を通じて多数の顧客を確保している事業であることを踏まえて、経営改善計画の合理性、実現可能性などを検討し、中間据置の設定、プロラタ返済(※2)の条件緩和を実施しました。これにより、売上高250百万円規模の事業が維持され、17名の雇用が守られました。



(※1) DIP資金とは、民事再生法に基づく再生計画または私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行うのに必要な再生計画中の運転資金等の融資のことをいいます。

(※2) 金融機関の融資残高投分による返済方法

経営マインドを持った 農林漁業者育成の支援

農林水産物の生産から食品製造・販売までの融資を通じて培ったノウハウを活かし、異業種交流会や日本を代表するような企業経営者の講演会（トップセミナー）などを開催していきます。

また、ビジネスマッチングの取組を強化し、農林漁業者による消費者、流通・食品企業のニーズを踏まえた生産・販売体制の整備をお手伝いします。

総合評価

B (2.4点)



アグリフードEXPOやトップセミナーの開催によりお客さまの経営発展を支援。

19年度の取組結果と評価

業績評価指標

評価

●融資先の交流支援活動

交流会の参加者数、参加者の満足度

★★★★★ 4.3点

●ビジネスマッチング支援活動

希望登録者数、仲介件数、満足度

★★★★★ 1.0点

●企業経営研修の開催

トップセミナーの参加者数、企業派遣研修の参加者数、満足度

★★★★★ 2.0点

ビジネスマッチング支援活動

昨年に引き続き、全国規模の国産農産物の展示商談会「アグリフードEXPO」を東京（8月）、大阪（2月）にて開催しました。お客さまと国産原材料

にこだわる食品産業（バイヤー）との商談機会を設定し、お客さまの販路拡大、経営発展の支援を行いました。

	EXPO2006 (H18.8.8～9)	EXPO2007 (H19.8.28～29)	EXPO2008 大阪 (H20.2.26～27)
出展者数	293先	431先	165先
入場者数	4,941名	9,675名	3,249名
商談件数	23,976件	35,314件	12,166件

企業経営研修の開催

Ⅰ）トップセミナー

経営マインドある農業経営者の育成とその活動を支援するため、上場企業の経営者等を講師に招き、トップセミナー（講演会）を開催しました。

トップセミナー（19年度）

第8回 若松義人（カルマン（株）代表取締役社長） テーマ：「トヨタ式と農業経営」
第9回 コーディネーター：水間史人（（独）日本貿易振興機構総括審議役） パネラー：丹羽弘吉（元ノルウェー大使館顧問） 白樫一彦（（有）シティ・スーパー・ジャパン取締役） 伊藤秀雄（（有）伊豆沼農産代表取締役） テーマ：「農産物輸出拡大の処方箋を探る」
第10回 ロバート・アラン・フェルドマン（モルガンスタンレー証券株式会社マネージング・ディレクター・経済研究主席） テーマ：「成長と改革と農業」

Ⅱ）企業派遣研修

農業者のニーズに応え、担い手農業者の後継者などを対象に食品・外食産業への派遣研修の仲介をしました（計5名）。

第11回 コーディネーター：及川紀久雄（新潟薬科大学環境科学工学博士） パネラー：水野葉子（（有）リーファース代表取締役） 今井登志樹（NPO法人アイフォーム・ジャパン事務局長） テーマ：「有機農産物の『ブランド力』を考える」
第12回 櫻田厚（（株）モスフードサービス代表取締役社長CEO） テーマ：「農業参入の展望と経営戦略」
第13回 小嶋淳司（がんこフードサービス（株）代表取締役会長） テーマ：「食の現場から～食の商いを通じて学んだこと～」
第14回 柴田明夫（丸紅経済研究所所長） テーマ：「食料争奪～食料小国日本が買い負けないために～」

系統金融機関との連携強化、 地銀・信金等との業務協力の推進

業界動向やリスク評価等に関する情報提供および人材交流を通じ、民間金融機関が自らリスクを取りつつ積極的に農業等の融資に参入できる環境を整備していきます。

総合評価

B (2.0点)



業務協力を進め、民間金融機関が農林漁業金融へ参入できる環境を整備。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標

評価

●業務協力協定に基づく協調・連携

協調融資の提携商品の融資実績、協調・連携の充実

★★★★★ 2.0点

●業務協力の推進活動

シンポジウム、人材交流参加機関数

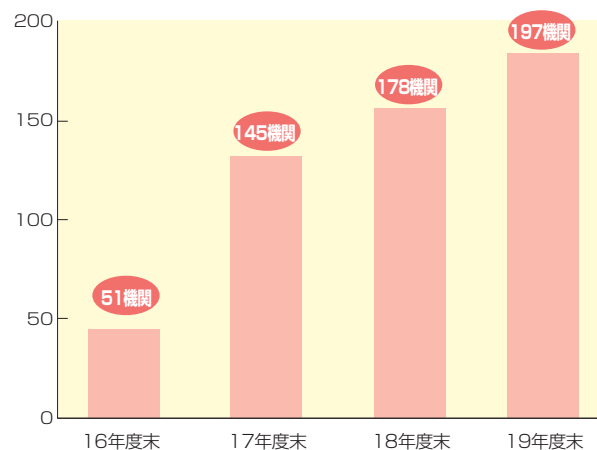
★★★★★ 2.0点

業務協力の締結

平成16年4月の鹿児島銀行を皮切りに、民間金融機関と業務協力に関する覚書を締結し、農林漁業金融への参入を支援する取組を行っています。

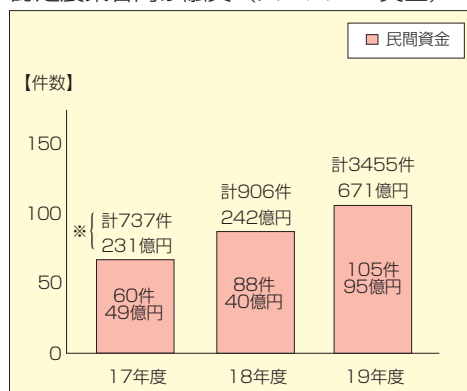
業務協力金融機関（平成20年3月末現在）

農林中央金庫	1
信用農業協同組合連合会	35
銀行	82
信用金庫	67
信用組合	4
ファインナンス会社	8
合計	197



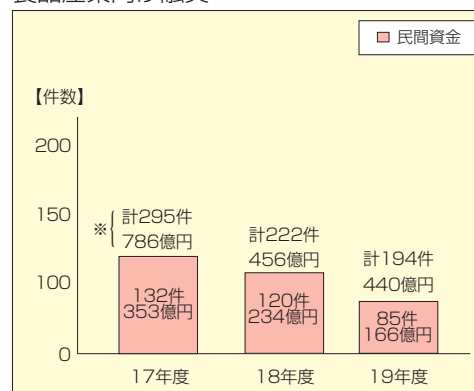
業務協力金融機関の協調融資の実績

認定農業者向け融資（スーパーL資金）



※公庫資金と民間資金の合計

食品産業向け融資



※公庫資金と民間資金の合計

民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう融資ノウハウの提供

＜業界レポート等の情報発信＞業務協力金融機関に対し、金融機関の目線で農業融資に役立つ業界レポート等を提供しています。
 ＜農業信用リスクデータベース(CRD)＞リスクデータの共有化とそれを活用して構築するスコアリングモデルの提供を行うため、農業信用リスクデータベースの具体的な内容を検討していきます。

総合評価

A (4.0点)

★ ★ ★ ★ ★
 業界レポートの内容充実、スコアリングサービスの提供により、民間金融機関の農林漁業金融への参入を積極的に支援。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標

評価

●業界レポートの発行

レポートの充実度と満足度

★ ★ ★ ★ ★ 5.0点

●スコアリングサービスの提供

農業版スコアリングサービスの開発

★ ★ ★ ★ ★ 3.0点

業界レポートの発行

農林漁業29業種の業界動向、経営動向、業界概要等を取りまとめた「業種別便覧」に加えて、新たに、最近の飼料情勢、畜産疾病に対する対策、原油高騰が農業に与える影響と対策などを取りまとめた

「AFC調査レポート」を業務協力金融機関へ提供し、民間金融機関の農林漁業金融への参入を支援しています。

スコアリングサービスの提供

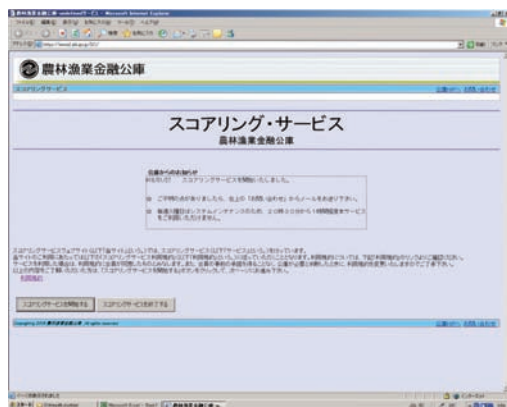
農業版スコアリングサービスは、民間金融機関が農業融資に積極的に参入できる環境整備のため、公庫が開発した農業版スコアリングモデル（※）を活用して計算した個別の農業経営体の信用力の評価結果を、インターネットを通じて提供するものです。
 （※農業経営の特性を考慮し、財務データだけでは

なく、営農類型別の特性や農業者の生産規模・生産量・定性的情報を加味した農業者向けスコアリングモデル）

業務協力金融機関をはじめとした民間金融機関の関心が高く、平成20年7月末時点で476の金融機関が当サービスの会員となり、目標を達成しました。

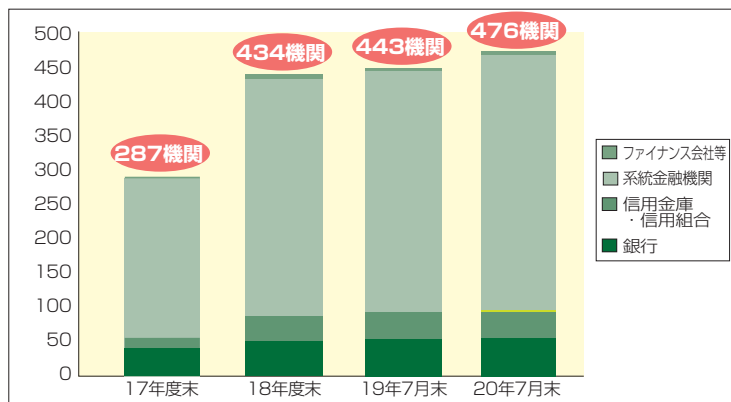
サービスご利用の金融機関数（平成20年7月末現在）

・銀行56、信用金庫38、信用組合3、系統金融機関373、ファイナンス会社等6



スコアリングサービス利用画面

●スコアリングサービス利用機関数の推移



施策

経営基本計画実現のための PDCAサイクルによる経営マネジメント

PDCAサイクルを実践することにより、経営基本計画を着実に実現します。

経営基本計画（Plan）に基づく活動（Do）の結果を把握（Check）し、業務にフィードバック（Action）しています。（業績評価制度については15ページ参照）

総合評価

評価対象外項目

組織

経営基本計画を効率的に 実行するための組織態勢整備

施策

経営基本計画を実行するため、機能性・効率性を高める組織態勢の整備を進めていきます。

お客さまの利便性を確保し支援活動を強化するため、関係機関の協力の下、33県約90カ所（平成20年7月末現在）に、定期相談窓口を設置しています。

総合評価

評価対象外項目

人事

経営基本計画をリードできる 人材育成

施策

お客さまのニーズへの対応力の強化など、今後の変革・業務展開に必要な人材を確保・育成するため、人材育成に関する基本的な方針を定め、職員の能力開発を通じた組織の総合力の強化に取り組みます。

総合評価

B（3.0点）

★★★★★
お客さまの経営上の様々な相談や悩みに応えることのできる人材の育成を実施。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標

●新たな人材の育成者数

農業経営アドバイザー数、事業再生スペシャリスト数

評価

★★★★★ **3.0点**

- 農業経営アドバイザーの育成
農業経営アドバイザーについては22ページ参照

- 事業再生スペシャリストの育成
民間検定の事業再生アドバイザー試験に15名（累計59名）が合格しています。

業務運営

自己改革の実現●新たな融資手法の開発

審査手法の高度化による効率的な審査や新たな融資手法の開発

審査マニュアル、信用格付、業種別経営指標、業界分析等を活用した審査手法の高度化により、適正かつ効率的な審査を行います。

また、お客さまの様々なニーズに対応すべく新たな審査・融資手法の開発を行います。

総合評価

C (1.5点)



定型審査対象となる案件を拡大させることを目的に、定型審査手法を見直し、マニュアル化。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標

評価

●審査業務の再構築

借入手続の日数短縮、新しい融資手法の開発

★★★★★ 1.5点

新しい審査・融資手法の開発

○定型審査

融資審査や借入手続の迅速化に向けて、定型審査手法の見直しを行うとともに定型審査のマニュアル化に取り組みました。

難と言われてきた「担保物件の継続的なモニタリング」「債権デフォルト時の換価手段」及び「第三者対抗要件」をほぼクリアしたものです。

今後全国への普及に努めてまいります。

○ABL

畜産農家の棚卸資産などを担保にした畜産版ABL（動産を担保にした融資）に関して、日本初の本格的なABLスキームを完成しました。これは、これまで困

○特定リスク案件総合評価要領

高度な政策性を伴うが従来の審査手法では信用リスクの評価が著しく困難な案件に係る評価の仕組を制定しました。

業務運営

自己改革の実現●情報の収集・分析・発信能力の向上

真に役立つ情報発信のための国内外の情報の収集・分析・発信能力の向上

専門性の高い情報（調査結果）を収集・蓄積し、お客さまや民間金融機関、国民の皆さま等に役に立つ情報の発信を行っていきます。

総合評価

A (4.0点)



食の安全・食品値上げ等時宜に応じたテーマ設定で調査を実施し、お客さま等のニーズに沿った情報を発信。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標

評価

●調査活動

実施調査の利用度、注目度

★★★★★ 4.0点

専門性の高い情報発信

- 農業経営動向分析
スーパーL資金を利用いただいている全国の担い手農業者の決算動向を取りまとめました。
- 農業景況調査
スーパーL資金を利用いただいている全国の担い手農業者に対して、収支や資金繰り等をお聞きし、農業における景況等の分析を行っています。

- 食品産業動向調査
全国約7,000社の食品関係企業に協力をいただき、年2回経営の実績と見通しをお聞きして、その結果を動向指数(DI)などに取りまとめています。
- 消費者動向調査
全国の消費者の方々に協力をいただき、食品に関する消費者の意識や購買行動に関するアンケート調査を年2回実施しています。

お客さまの経営状況に応じた 予防的観点からの経営改善支援

お客さまの経営状況に応じた顧客管理の基本方針を策定し、顧客管理マニュアルのとりまとめや、失敗事例の検証結果を融資業務へフィードバックするなど顧客管理業務の再構築を図り、予防的観点からの経営支援を充実させていきます。

総合評価

D (0.3点)



お客さまのランクアップによるリスク管理債権の削減に取り組んだが、削減率が目標の10%に対して1.2%にとどまる。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標

評価

- 顧客管理業務の再構築
リスク管理債権削減

★★★★★ 0.3点

⇒リスク管理債権等の状況（平成19年度末）については、72ページ参照

よくわかりやすく情報発信していくための 広報活動の再構築

ディスクロージャー誌や情報誌、ホームページなど、よりわかりやすくご利用いただくための情報発信ツールの整理・見直し等広報活動の再構築を行います。

総合評価

B (3.0点)



ホームページを全面リニューアルし、掲載コンテンツの充実に努めた結果、アクセス数が大幅に増加。

19年度の実績結果と評価

業績評価指標

評価

- 情報誌の発行
発行実績、読者の注目度
- ホームページの利用拡大
ホームページのアクセス数
- プレスリリースの強化
プレスリリースの注目度

★★★★★ 3.0点

★★★★★ 3.0点

★★★★★ 3.0点

18

施策

業務運営

自己改革の実現●内部統制機能の充実

統合的なリスク管理など業務運営の健全性確保のための内部統制機能の充実

コンプライアンスの徹底、統合的なリスク管理や内部検査機能の充実により、業務運営の健全性確保に努めます。

総合評価

B (2.5点)



統合的なリスク管理委員会を設置し、リスク管理の重要情報を集約する態勢を構築。また、平成20～22年度のリスク管理態勢整備計画を策定。

19年度の実行結果と評価

業績評価指標

評価

●コンプライアンス

コンプライアンス・プログラムを制定し、態勢を整備

★★★★★ 2.0点

●統合的なリスク管理

信用リスク、金利リスク等の統合的なリスク管理への取組

★★★★★ 3.0点

コンプライアンスの取組

コンプライアンス・プログラムを制定し、職場内研修等コンプライアンス態勢の整備に取り組みました。

統合的なリスク管理

自己責任に基づく経営の健全性を維持し、政策金融機関としての

社会的責任を果たすため、「リスク管理規則」を規定し、経営上の各種リスクについて所管する部署を明確にした上で、業務運営全般に関するさまざまなリスクの把握・分析に努めています。
○信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク）それぞれの管理方針を策定し、各種リスクの管理を行っています。
○19年度は、統合的なリスク管理委員会を設置し、リスク管理の重要情報を集約する態勢を強化しました。

19

施策

業務運営

自己改革の実現●ITを活用した業務の効率化

民間金融機関とのネットワーク拡充などITを活用した業務の効率化

経営課題に対し、より機動的、効率的に対応していくため、IT技術を積極的に活用し、業務の効率化を図っていきます。

総合評価

B (2.0点)



公庫と受託金融機関間とITネットワークの機能を拡充。受託金融機関の加盟率は71%と目標を達成。

19年度の実行結果と評価

業績評価指標

評価

●ネットワークの拡充

受託金融機関とのネットワークの拡充、ITを活用した情報提供

★★★★★ 3.0点

●サービス向上のためのIT活用

ITを活用したお客さまへの情報提供

★★★★★ 1.0点

企業倫理の確立に向けた態勢の整備

政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営を行うよう努めています。

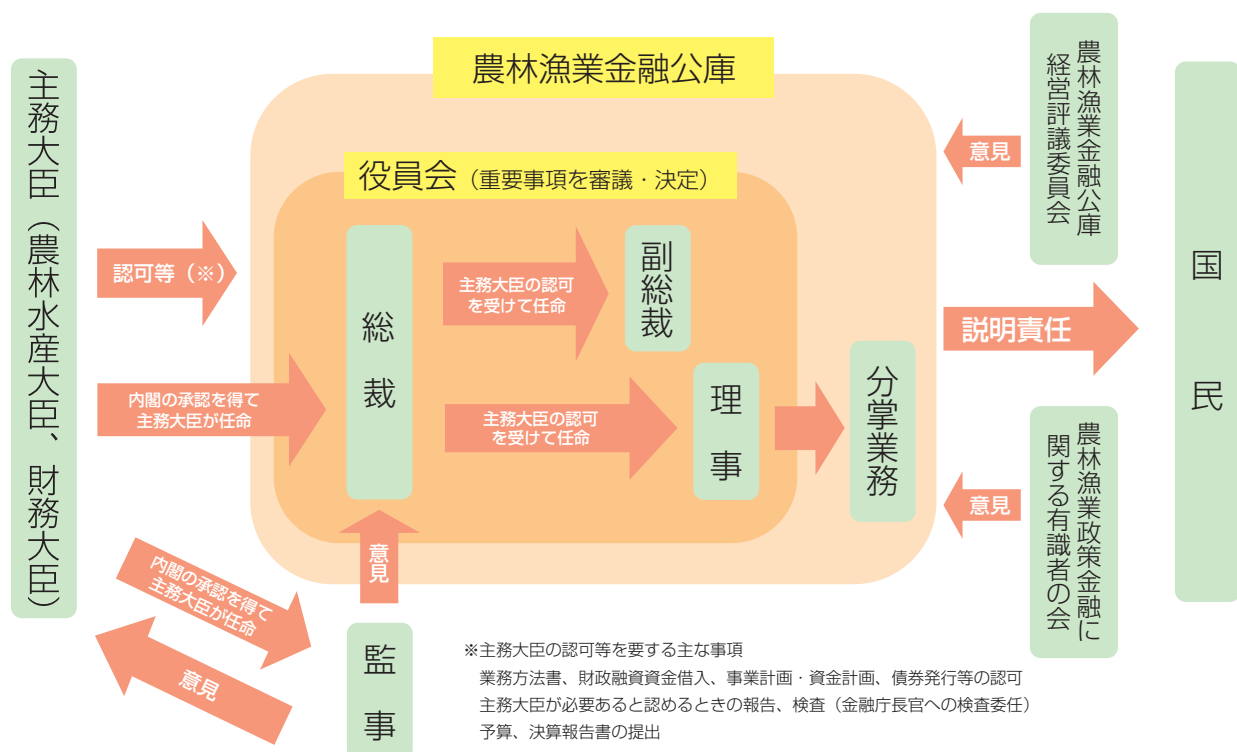
業務運営の体制

公庫の業務は総裁が総理しますが、重要な問題については、総裁、副総裁はじめ役員が役員会等において十分に討議します。

業務の適切かつ能率的な運営が確保されているかどうかを監査するため、監事が常勤しています。監事は、農林漁業金融公庫法により内閣の承認を得て主務大臣(農林水産大臣及び財務大臣)が任命することになってお

り、総裁から独立した権限が与えられています。さらに、監事を補佐する専属の職員を配置しています。監査は、公庫の業務全般について行われ、監事は、監査の結果について必要があると認めるときは、総裁または主務大臣に意見を提出することが同法で認められています。(公庫の機構については、82ページを参照)

業務運営体制



農林漁業金融公庫経営評議委員会

平成20年10月の株式会社日本政策金融公庫への移行を踏まえつつ、経営のあり方及びその実現に向けた準備移行期間中に公庫として取り組むべき事項の審議を行うものとして、外部の委員により構成する「農林漁業金融公庫経営評議委員会」を設置（※）しています。

〈委員〉（敬称略）（平成20年6月現在）

阿南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
澤浦 彰治	グリーンリーフ株式会社代表取締役
清水 照子	農事組合法人三ツ和農産理事
生源寺眞一	東京大学大学院教授（座長）
瀬戸 雄三	アサヒビール株式会社相談役
松谷 明彦	政策研究大学院大学教授

同委員会から、公庫自らが行う業績評価に対し、客観的な幅広い観点からのご意見をいただいています。

※平成16年3月に設置した「農林漁業政策金融に関する改革会議」をより広い視野からの助言をいただくべく平成18年8月に改組



農林漁業政策金融に関する有識者の会

公庫の機能・役割が十全に発揮できるよう、有識者の幅広い観点からの意見等を踏まえ、公庫の業務に反映させるため、「農林漁業政策金融に関する有識者の会」を設置しています。

全国及び地方5ブロック（北海道、東北、東海・北陸、関西、九州）で開催しており、全国各地の有識者の幅広い観点からの意見等を取り入れています。

〈全国有識者の会委員〉（敬称略）（平成20年6月現在）

伊藤 雅俊	味の素株式会社代表取締役専務執行役員
田中 茂治	伊藤忠商事株式会社代表取締役常務
高久田 博	日本電気株式会社監査役
小田切徳美	明治大学教授
合瀬 宏毅	日本放送協会解説委員
高岡 淳	農林中央金庫常務理事
河原 雄図	株式会社常陽銀行取締役副会長
伊東依久子	消費科学連合会副会長
谷口 威裕	株式会社谷口農場代表取締役
牧 秀宣	有限会社ジェイ・ウイングファーム代表取締役
佛田 利弘	株式会社ぶった農産社長
志澤 勝	有限会社ブライトピック代表
降矢セツ子	有限会社降矢農園取締役
田島信太郎	田島山業株式会社代表取締役
阿部 達男	八興漁業株式会社社長



リスク管理への取組

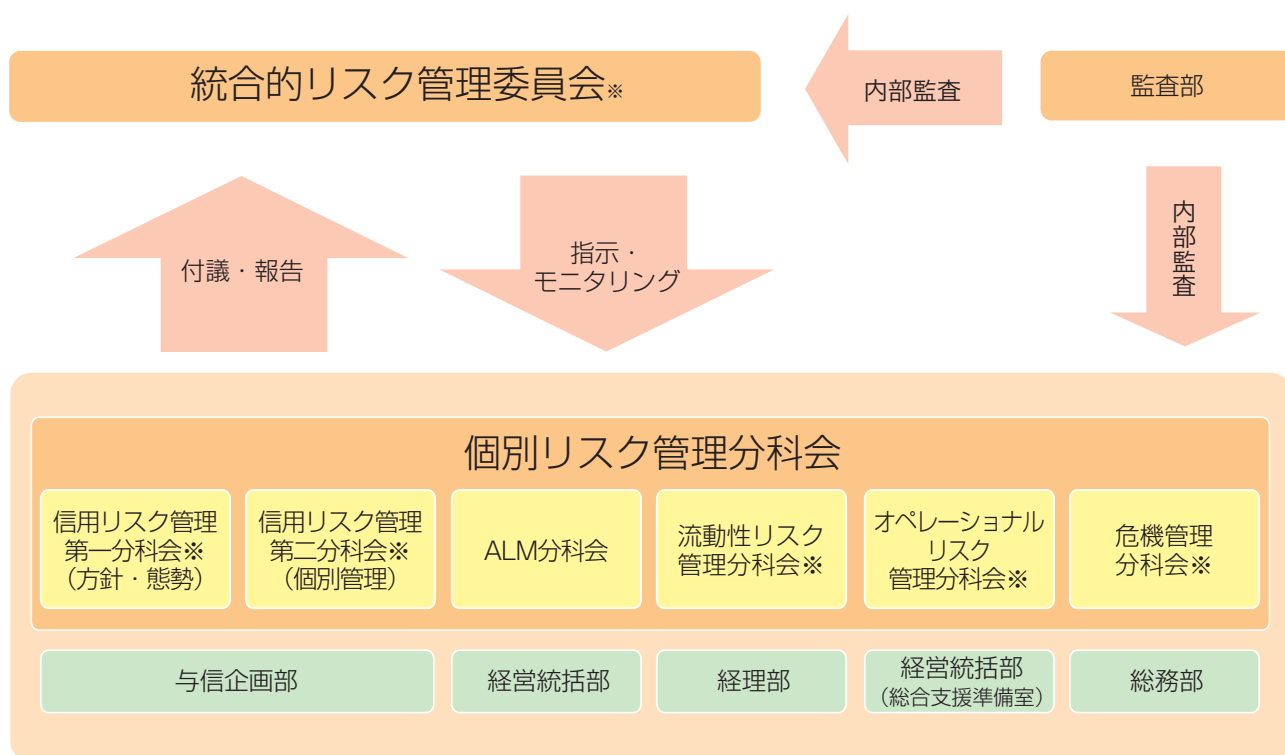
自己責任原則に基づく経営の健全性を維持し、政策金融機関としての社会的責任を果たすためには、公庫を取り巻く諸リスクに的確に対応することが重要です。公庫は「リスク管理規則」を規定し、経営上のリスクについて所管する部署を明確にした上で、業務運営全般に関するさまざまなリスクの把握・分析に努めています。

リスク管理の状況については、統合的リスク管理委員

会が統合的な管理を行い、役員会に定期的に報告する態勢を整備しています。

また、信用リスク、市場リスク等の個々のリスクについては、管理のための方針を個別に定めるとともに、信用リスク管理第一・第二分科会等個々のリスクに応じた管理体制を整備し、リスク管理の実効性を確保しています。

リスク管理体制



※ 統合的リスク管理委員会
各種リスクを総括して管理。各種リスクを管理するために、各種リスク管理分科会を設置

※ 信用リスク管理第一・第二分科会
資産の健全性の維持・向上のため、信用リスク管理の基盤である信用格付及び資産査定の実施方法の検討等を通じ、信用リスクを適正に把握・管理

※ ALM分科会 (Asset Liability Management : 資産・負債の総合管理)
ALM管理プログラムの策定、ALM分析結果に基づくリスク極小化への対応策の検討等を通じた、市場リスクの適切な把握、政策金融機関としての資産・負債の特性を踏まえた市場リスク極小化のための最適な対応策の導出、予想される損失 (補給金の必要額) の最小化等、資産と負債の総合的な管理

※ 流動性リスク管理分科会
資金調達及び余裕金運用に係る流動性リスクの極小化への対応策の検討等を通じ、流動性リスクを適正に把握・管理

※ オペレーショナルリスク管理分科会
例規等への規定状況、システムとの整合性、リスクを軽減するための措置の有無等の観点から事務リスク及びシステムリスクを適正に把握・管理

※ 危機管理分科会
平時において想定される緊急事態の予測及びその対応策並びに見直しを審議。なお緊急事態発生時には、「危機対応委員会」を設置し、復旧・救援体制を確立

信用リスク

1 的確な与信管理

信用リスクとは、「融資先の財務状況の悪化等によって、資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスク」をいいます。公庫にとっては、融資先に対する貸出債権が最大の資産であり、この価値の減少等が信用リスクの中核です。公庫では、「信用リスク管理方針」に基づいて、信用格付・資産査定等を実施し、的確な与信管理に努めています。

2 適正な審査と融資後のフォロー

公庫は、国の農林漁業施策に基づく長期の設備資金を取り扱っています。したがって、融資の審査に当たっては、経営実績、施策の方向と事業内容との整合性、事業の適法性、償還の確実性、業界動向等を分析し、厳正な判断が求められます。具体的には、生産の現場で経営者

や関係機関の方々と話し合い、地域の生産条件や経営の実態を把握し、経営者の意欲と能力、地域の支援態勢等も考慮して審査を行っています。また、研修等を通じて審査能力の強化にも取り組んでいます。

融資後は、融資先の経営状況を定期的に把握し、必要に応じて経営上のアドバイスを行うなど、的確な事後フォローに努めています。

3 信用格付・資産査定

公庫では、信用リスクを評価するため、融資先に関する定量的・定性的な要素に基づいて、信用格付・資産査定を定期的に行っています。公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の適用はありませんが、これらに準拠した形で資産査定を実施し、その結果を開示しています。

市場リスク

市場リスクとは、一般的に「金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスク・ファクターが変動することで保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク」をいいます。公庫の業務は国内融資業務等に限定され、為替リスクを負っていないため、金利リスクの管理を市場リスク管理の主たる目的としています。

公庫の融資業務は、農林漁業施策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの政策金融機関

としての特性を有しています。そこで、このような特性を踏まえたALM管理方針及び同方針に基づき毎年度策定するALM管理プログラムにより、適切な資金の調達と運用の管理を行い、可能な範囲で市場リスクを極小化することとしています。

なお、金利リスクの把握に当たっては、マチュリティー・ラダー分析、デュレーション分析、EaR分析等の手法を活用しています。

流動性リスク

公庫は預金受入れを実施していないこと、資金調達は政府からの長期借入、債券発行が中心であり、償還期日・償還額が確定していること、融資は長期固定貸付で

あり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、資金収支に関する不安定要素は少ないものと考えております。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、公庫が行う業務に存在するリスクであって、事務リスク、システムリスクなどがあります。

1 事務リスク

事務リスクとは、「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスク」をいいます。公庫では、すべての事務について内部規定、マニュアル等を整備し、事務の内容や決裁権限を明確化しています。また、事務処理における相互チェックの実施、コンピュータシステムによる段階ごとのチェック機能の設定等により、事務リスクの軽減に努めています。

2 システムリスク

システムリスクとは、「コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク」をいいます。

これらのリスクを軽減するため、次のとおりシステムの安定稼働及び情報資産の安全確保に努めています。

- (1) 顧客データへのアクセス制限やネットワーク利用制限などの措置を講じています。
- (2) コンピュータウイルスやハッカーなどの脅威からシステムを守るために、適切な電子的侵入防止策を施しています。
- (3) センターコンピュータは二重化し、一組を遠隔地（バックアップセンター）に設置しています。同様にデータ及びソフトウェアも複製して遠隔地保管しており、災害などによる本店設置のセンターコンピュータシステムのダウンに備えています。

緊急事態

災害等の緊急事態に備えて「危機管理規則」を規定しており、役職員の行動の指針、緊急事態が発生した場合の指揮命令系統、業務継続のための体制等を明確にしています。この中で、平時において想定される緊急事態の予測及びその対応方策の策定並びに見直しを審議するための危機管理委員会、緊急事態の発生により本店または支店の被害が甚大であって相当な復旧対策や救援体制の

確立が必要となる場合の危機対応委員会について定めています。

また、危機管理規則の下に、危機管理規則の実効性を確保するための「危機管理要領」を規定するとともに、具体的な行動手引書としての「危機管理マニュアル」を整備し全役職員に周知しており、緊急事態に対して的確かつ冷静に対処できるよう準備しています。

法令など遵守の態勢

公庫は、政策金融機関としての公的な使命の高さと社会的責任の重さを自覚して、役職員のコンプライアンス意識の徹底を図っています。役職員の一人一人が法令や公庫内部の規程のみならず社会的規範を遵守して、誠実な行動を心掛けることが公庫の使命を果たす上での根本であり、社会からの信頼を得ることにつながるものと考えています。

業務の適切かつ健全な運営を確保するため、コンプライアンスに関して以下のような態勢を整備しています。

- 1 コンプライアンス態勢全般に係る企画・運営に関する事項を検討・審議するため、副総裁を委員長としたコンプライアンス委員会を設置しています。同委員会での検討・審議結果については、役員会に報告されるほか、全役職員に周知して、業務の的確な運営に役立てています。
- 2 総務部をコンプライアンス統括部署とし、関係部署と連携しながらコンプライアンス態勢の充実を図っています。また、部室店にコンプ

ライアンスの責任者及び担当者を配置し、各部室店における実務対応や統括部署への連絡など、コンプライアンス態勢の円滑な実践に取り組んでいます。

- 3 倫理憲章、役職員の行動規範、遵守すべき法令等の解説などをコンプライアンス・マニュアルとしてとりまとめ、社内LANの執務参考に掲載し、毎年改訂のうえ全役職員に周知しています。また、コンプライアンスに関する質問と回答の事例やコンプライアンス委員会で審議された事例についても社内LANの執務参考に掲載し、コンプライアンスの問題意識を全役職員が共有することにより不適切な事務処理等の再発防止に努めています。
- 4 全職員が、コンプライアンスの面から注意すべき事項について、毎年1回、チェックリストに基づき点検を行い、その結果をコンプライアンス統括部署がとりまとめ、コンプライアンス態勢運営上の課題を把握し、業務の改善に取り組んでいます。

内部監査

業務の健全性を維持し、政策金融機関としての社会的責任を果たしていくため、公庫自ら業務を監査し、リスク・マネジメント、リスク・コントロール及びガバナンス・プロセスの有効性を評価して、改善を図っていくことが、自己責任原則の面から重要です。

公庫では、監査部を設置して、本店・支店・拠点のすべての部署を対象に、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や公庫内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っています。

また、公庫は、政策金融機関として融資事務を取り扱ううえでの事務リスクについて特に留意しており、平成18年度に事務点検制度を創設して自店検査の内容・頻度を高度化してきていますが、内部監査では、事務点検制度を監査対象とし、制度が有効に機能しているかどうかを検証することにより事務リスクの適切な管理に努めています。

なお、公庫業務を委託している金融機関に対しては、委託業務の適正かつ円滑な運営を確保するため、監査部及び支店が委託業務に関する監査を行っています。

個人情報の保護

公庫は、お客さまの事業等に関する大切な情報を取扱う政策金融機関として、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等に基づき、個人情報の適切な保護と利用に努めるとともに、公庫における個人情報保護の管理体制及びその取組について、継続的な改善に努めます。

プライバシーポリシー

個人情報の適切な保護と利用に関する取組方針及び個人情報の取扱いに関する考えとして、「プライバシーポリシー」を制定し、公表しています。

ディスクロージャー

情報開示の積極的な実施

公庫の業務内容、決算状況などについて、次のように開示しています。

資料名	開示方法	開示時期
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録)	官報に公告 各支店、本店総務部に備付け 総務省特殊法人閲覧室に備付け	7月
附属明細書	各支店、本店総務部に備付け	7月
決算報告書	各支店、本店総務部に備付け	7月
監事の意見書（財務諸表及び決算報告書に係るもの） 及び監事監査報告書	各支店、本店総務部に備付け	7月
業務報告書	国会に提出 各支店、本店総務部に備付け 総務省特殊法人閲覧室に備付け	7月
行政コスト計算財務書類	各支店、本店総務部に備付け	7月
REPORT2008（本誌）	各支店、本店総務部に備付け 総務省特殊法人閲覧室に備付け	8月
ホームページ (業務内容、業務実績、組織概要、財産内容など)	インターネット上に開設 (アドレス http://www.afc.go.jp)	随時内容を更新

情報公開制度

公庫では、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の趣旨を踏まえ、本店及び支店に情報公開・個人情報保護窓口を設置しています。

情報公開制度を利用することにより、どなたでも公庫

の保有する法人文書の開示を請求することができます。開示請求された文書は、不開示情報が記録されている場合を除いて、開示されます。

ホームページのご案内

公庫ホームページでは、公庫のご案内をはじめ、資金制度、調査レポートなど、さまざまな情報をタイムリーに紹介しています。

<ホームページアドレス>

<http://www.afc.go.jp>



20年度からの新しい措置

公庫の資金制度について、農林漁業や食品産業を営む皆さまの経営支援を一層強化するため、20年度から以下の措置がなされました。

スーパーL資金・円滑化貸付の特例融資制度額の延長

国は、意欲と能力のある担い手に施策を集中する農政の抜本的改革にあたり、平成19年度から平成21年度までの3年間を「集中改革期間」として、担い手の育成・

確保に取り組むこととしています。この一環としてスーパーL資金の無担保・無保証人融資制度（円滑化貸付）の特例融資限度額の適用期間が3年間延長されました。

円滑化貸付の概要

経営が良好な方に無担保・無保証人で、ご融資する制度です。本制度による融資残高がある場合でも、限度額の範囲内で追加のご融資ができます。

対象となる方	・農業経営改善計画の目標水準に達していること ・過去5年間に於いて制度資金の延滞がないこと など		
資金の使いみち	農地等、施設・機械、家畜果樹等、その他の経営費、法人への出資金 ※経営の安定化（負債の整理など）は、対象外です。		
融資限度額 〔平成23年3月 までの特例〕	個人の場合	法人の場合	
	1,000万円	売上高	融資限度額
		5,000万円未満	2,000万円
		5,000万円以上 1億円未満	3,000万円
		1億円以上	5,000万円
ただし、資本金に準備金、余剰金等を プラスした貸借対照表上の資本額を 上限とします。			
本制度の融資残高があっても、上記限度額と融資残高の差額分をご利用 できます。			
要件	①過去3期（災害時の特殊 年を除く）の通算農業所 得が黒字であること ②担い手育成総合支援協 議会の経営診断等をす ること	①過去3期（災害時の特殊年を除く） の通算農業所得が黒字であり、か つ、それを内部留保することにより 資本蓄積を図ってきていること ②今後5年間の資本増強計画を作成し ていること ③（社）日本農業法人協会経由の経営 診断を受診すること	
	・経営診断にあたっては、過去3期分の税務申告書（写し）及び決算 報告書をご提出ください。 ・個人経営で貸借対照表を作成されていない方は、所定の様式によ り、簡易貸借対照表を作成していただく必要があります。		

（注）融資対象物件の担保提供が可能な場合は、担保にご提供いただくことがあります。

アグリサポート事業計画制度（農林漁業施設資金）の創設

担い手農業者の規模拡大や農村の高齢化・後継者不足に伴う農作業のアウトソーシング化に対応するため、農

作業を請け負う農業サービス事業者を支援するアグリサポート事業計画制度が創設されました。

アグリサポート事業計画の概要

農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業（アグリサポート事業）を行う方（法人経営も含む）、今後、アグリサポート事業を開始する方も対象となります。

ご利用にあたっては、アグリサポート事業計画を作成し、市町村に設置されている特別融資制度推進会議の認定が必要となります。

資金の使いみち	・トラクターなどの農機具の取得 ・農舎などの施設の整備 ・事業の実施に伴う長期運転資金
融資限度額	負担額の80%
返済期間	設備15年以内（うち据置期間は3年以内） 長期運転資金10年以内（うち据置期間は3年以内）



こんなとき、こんな条件でご利用できます

ここに掲載されている事業や資金は主なものです。このほかにも利用できる事業や資金がありますので、ご相談ください。

	資金の使いみち	主な資金	返済期間 (以内)	うち元金返済 据置期間 (以内)
農 業 融 資	効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善			
	●農地などの取得 ●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ●償還負担を軽減するための農業負債整理資金	(認定農業者の方) 農業経営基盤強化資金 (略称：スーパーL資金)	25年	10年
		(その他の担い手の方・集落営農組織) 経営体育成強化資金	25年	3～10年
	●農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費	農林漁業施設資金 (略称：スーパーW資金)	10～15年	3年
	事業再生による農業者の再生・整理承継			
	●事業の再生に必要な資金	経営体育成強化資金	25年	3年
	環境保全への取組、生産基盤の整備や地域振興			
	●家畜排せつ物処理施設の整備 ●バイオマス利活用施設の整備 ●太陽熱、地熱利用による発電施設などの整備	農林漁業施設資金 (環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設)	15～20年	3年
		畜産経営環境調和推進資金	15～20年	3年
	●用水路、排水路、農道の整備 ●ほ場、牧野の整備 ●農業集落排水施設の整備	農業基盤整備資金	25年	10年
		担い手育成農地集積資金	25年	10年
	●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●農産物の処理加工施設の整備 ●トラクターなどの農機具の取得	振興山村・過疎地域経営改善資金	25年	8年
	●農作業受託に必要な農機具の取得、農舎の整備 ●施設の稼働に関連する経費	農林漁業施設資金 (アグリサポート事業)	10～15年	3年
	セーフティネット機能			
	●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
	●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金 (災害復旧)	15～25年	3年
林 業 融 資	ベンチャーなど新規事業育成			
	(新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための) ●農産物の生産施設や機械の取得 ●農産物の加工販売施設の整備 ●試験研究施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費	農林漁業施設資金 (特別振興事業)	10～15年	3年
	適切な森林整備			
	●人工植栽、天然林の改良 ●下刈、間伐などの森林の保育管理 ●造林用機械の取得 ●林道、作業道の開設・改良	林業基盤整備資金(造林・林道・利用間伐)J 森林整備活性化資金	20～55年 30年	3～35年 20年
	林業の担い手の経営改善			
	●造林のための土地、林地の取得 ●分収林の取得	林業経営育成資金	20～35年	—
	地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備			
	●林産物の処理加工施設の整備 ●林産物の流通販売施設の整備 ●素材生産施設・機械の取得 ●森林レクリエーション施設の設置 ●集会施設などの設置	振興山村・過疎地域経営改善資金 林業構造改善事業推進資金 農林漁業施設資金 中山間地域活性化資金	25年 20年 15～20年 15～25年	8年 3年 3年 3～8年
	セーフティネット機能			
	●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
	●復旧造林、林道の復旧	林業基盤整備資金 (災害復旧)	20年	3年
	●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金 (災害復旧)	15～20年	3年

	資金の使いみち	主な資金	返済期間 (以内)	うち元金返済 据置期間 (以内)
漁業 融 資	漁業の担い手の経営改善			
	●漁具、漁船漁業用施設などの整備 ●漁獲物の処理加工施設の整備 ●漁業経営の改善に必要な長期資金 ●養殖用施設・作業船の整備	漁業経営改善支援資金	15年	3年
	●漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置	漁船資金	5～12年	2年
	水産資源の適切な管理と持続的利用への取組			
	●漁場の改良・造成 ●種苗生産施設の設置 ●漁業環境保全のための施設の整備	漁業基盤整備資金（漁場整備）	20年	3年
	漁村環境活性化			
	●漁港施設の整備 ●漁業集落排水施設などの整備	漁業基盤整備資金（漁港整備）	20年	3年
	セーフティネット機能			
	●負債整理資金	漁業経営安定資金	15～20年	3年
	●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
	●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金（災害復旧）	15～20年	3年
食 品 産 業 融 資	安全・安心な食品の安定供給への取組			
	●食品製造過程の管理の高度化のための施設の整備など	食品産業品質管理高度化促進資金 (略称：HACCP資金)	15年	3年
	●基礎食料素材の生産、食品残さの再資源化、食品の流通対策、バイオテクノロジーの応用、新規事業の育成に必要な施設の整備 ●これらの施設などの立ち上がり期に必要な費用	食品安定供給施設整備資金	5～15年	1～3年
	原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携			
	●中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発またはその成果を利用した製造・加工・販売施設の整備 ●需要を開拓するための展示・販売施設の整備	中山間地域活性化資金	15年	3年
	●米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など ●他の農産加工業への転換のための施設の整備など ●生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など	特定農産加工資金	15年	3年
	●いわし、さばなどの水産加工施設の整備など	水産加工資金	15年	3年
	●米、みかん、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など	新規用途事業等資金	15年	3年
	●飲用牛乳の処理施設の整備 ●乳製品の製造施設の整備 ●牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備	乳業施設資金	15年	3年
	農畜水産物の流通システム整備			
	●卸売市場、場内業者施設の整備 ●生産者と食品製造業者とが提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備 ●生産者と食品販売業者とが提携して実施する食品流通システムの整備	食品流通改善資金	15～25年	3～5年

1 融資の限度額について

一般的には、融資対象事業により資金のご利用先が負担する額の20～80%を上限に融資することとしています。なお、融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。

2 融資の利率について

・利率は金利情勢によって変更することもあります。融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です（資金によっては融資後10年経過することにより利率を見直す方法も選択できます。また、

林業融資において、融資後20年後又は35年後に一律利率を見直す制度があります）。

・資金によっては、返済期間に応じて異なる利率となります。

・なお、最新の金利は当公庫のホームページ（<http://www.afc.go.jp>）でご覧いただけます。

3 ここに掲載した資金の一覧は、各資金の主な内容を記載したものです。詳しい内容については、お近くの公庫支店または最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

身近なところで ご相談いただけます

地域に密着した相談の窓口

ご相談は、全国48の窓口（20年10月1日までの予定を含む）または業務委託金融機関（534機関、平成20年4月1日現在）でお受けしているほか、お近くの普及指導センター、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合などでもご相談いただけます。

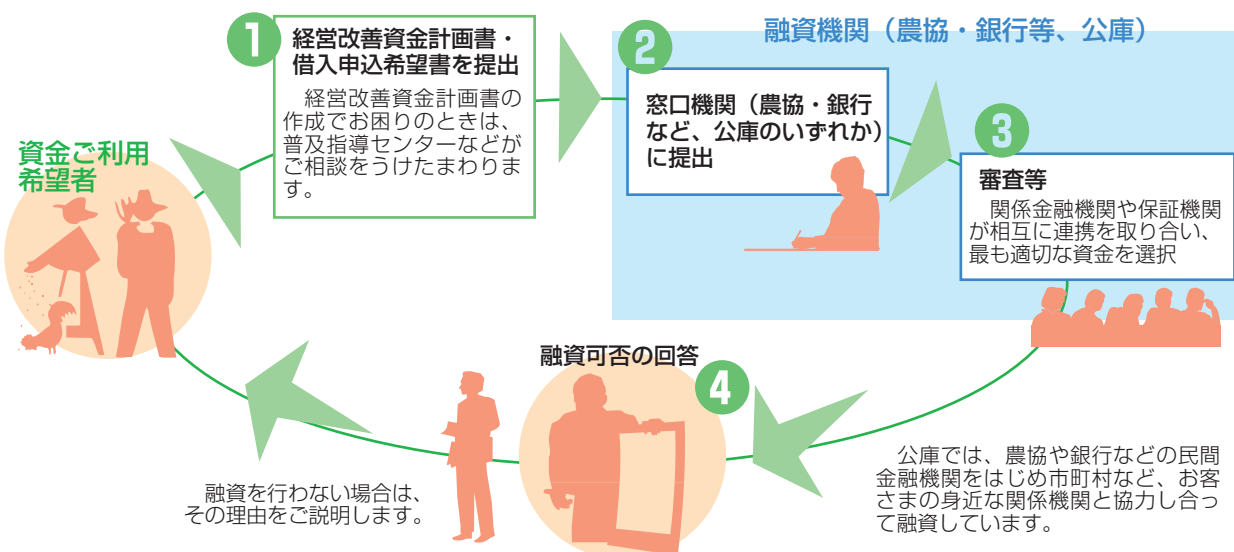
業務委託金融機関

農林中央金庫	1
信用農業協同組合連合会	38
信用漁業協同組合連合会	29
農業協同組合	249
漁業協同組合	4
銀行	99
信用金庫	112
信金中央金庫	1
公営企業金融公庫	1
合計	534



申込みから融資までのプロセス

■担い手農業者向け公庫資金（スーパーL資金、経営体育成強化資金）の場合
（農業近代化資金、農業改良資金と共通）



相談窓口

農協・信農連・銀行・農林公庫などの融資機関、普及指導センター、市町村及び都道府県経営改善支援センターでのご相談をうけたまわります。

公庫では、借入申込書類の簡素化や事務処理の迅速化に努めています

資料編

業績 ————— 45

融資実績
農林漁業食品産業別融資状況
資金措置
損益の状況
主な経営指標

財務諸表 ————— 49

貸借対照表
損益計算書
主な資産・負債の明細
 固定資産明細
 借入金明細
 債券明細
 引当金明細
主な費用の明細
 業務委託費明細
 事務費明細
 役員の給与及び退職手当の支給の基準
 役職員の報酬・給与等について

財務の状況 ————— 58

総貸付金残高
貸付金残高の農林漁業食品産業別内訳
貸付金残高の固定・変動金利別、残存期間別内訳
職員1人当たり及び1支店当たりの貸付金残高
資本金の推移
資金運用収支
貸付金利息・支払利息の分析
利益率
保有有価証券の状況
【参考情報】会計等に関する関連法の規定（抜粋）
【参考情報】行政コスト計算財務書類（概要）
【参考情報】特殊法人会計貸借対照表と
 民間企業仮定貸借対照表との比較
【参考情報】自己資本比率
【参考情報】資産内容の開示
 1 自己査定と償却・引当
 2 リスク管理債権
 3 金融再生法に基づく開示債権
【参考情報】政策コスト分析

その他 ————— 78

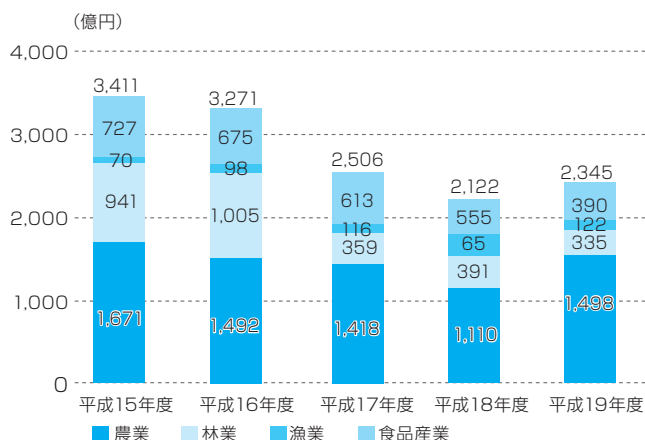
業績

融資実績

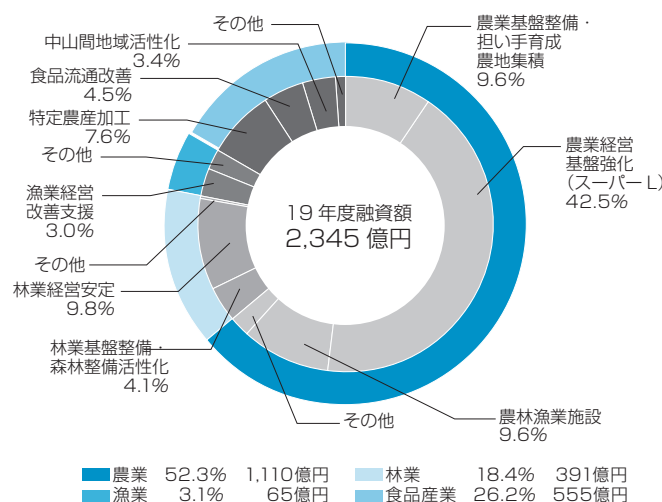
平成19年度の融資額は、計画3,500億円に対して2,345億円となりました。

農林漁業をめぐる情勢は、国際化の進展に伴う価格の低下や原材料価格の高騰など依然として厳しい状況にありますが、担い手農業者の経営改善の取組みや生産者と食品製造・販売業者が連携して行う事業をはじめとして、多くの皆さまに公庫資金が活用されました。

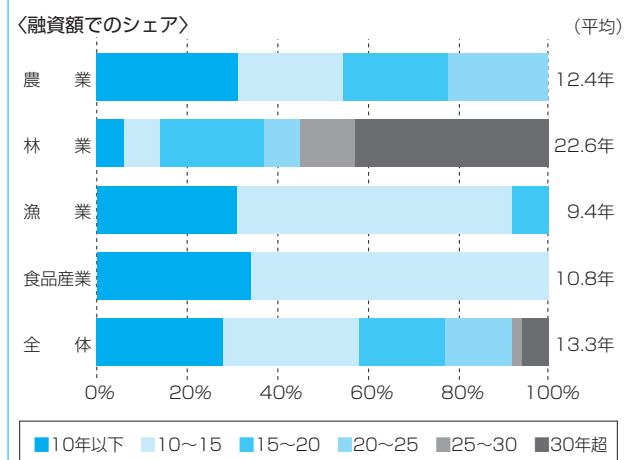
融資実績の推移（過去5年間）



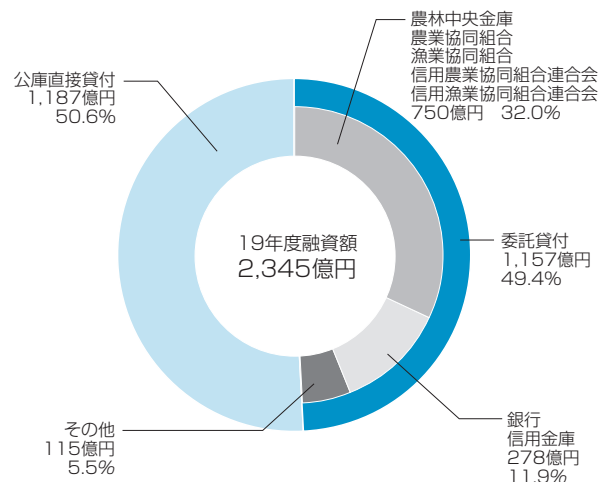
平成19年度融資実績



平成19年度償還期間別融資状況



平成19年度取扱金融機関別融資状況



農林漁業食品産業別融資状況

■農業

認定農業者（「農業経営基盤強化促進法」に基づく農業経営改善計画などの認定を受けた方）の経営改善の実現に必要な長期資金として、4,433経営体に対しスーパーL資金を996億円、意欲と能力のある担い手農業者が取り組む前向き投資や負債の償還負担軽減に対し経営体育成強化資金を30億円、台風等の災害や米価下落、飼料価格の高騰といった経営循環の変化等の理由により一時的に経営状態が悪化した農業者に対し農林漁業セーフティネット資金を21億円、ほ場整備や用排水施設整備などに対し農業基盤整備資金などを224億円融資し、全体で1,498億円の融資を行いました。

■林業

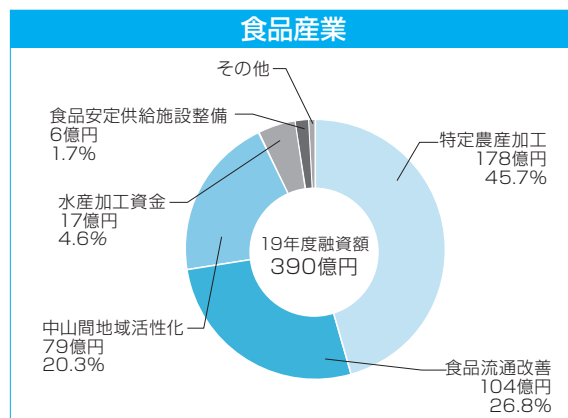
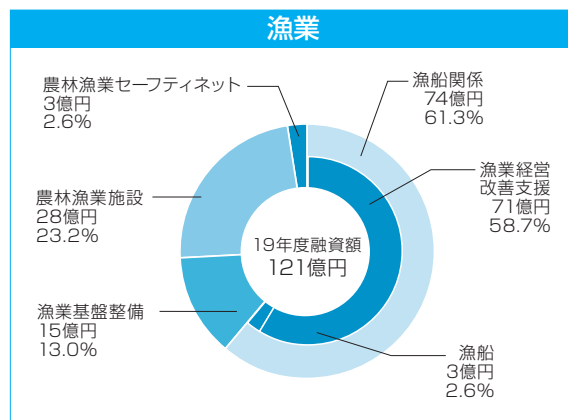
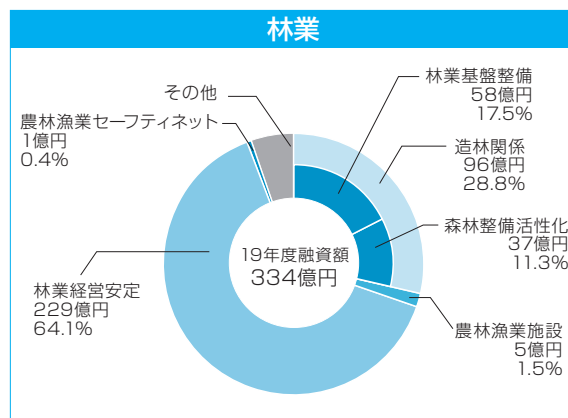
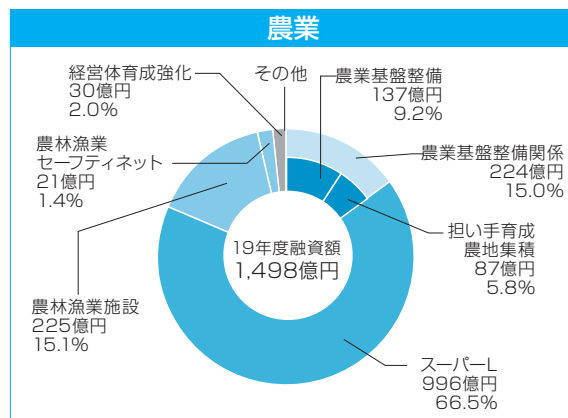
植栽、下刈、除間伐等の造林事業に対し林業基盤整備資金などを96億円、良質な大径木等木材の付加価値向上などを図るとともに、森林の有する多面的機能の発揮に資するための長伐期施業または複層林施業への転換に対し林業経営安定資金を229億円など、全体で334億円の融資を行いました。

■漁業

地域における漁船漁業の収益性向上の取組みを支援するため、平成19年度から実施されている漁船漁業集中改革推進プロジェクト関係での漁船建造事業などに対し漁船関係資金を74億円、つくり育てる漁業を推進するためのホタテ稚貝放流事業などに対し漁業基盤整備資金を15億円、燃油・資材等の価格高騰やノロウィルスによる風評の影響を受けた漁業者等に対し農林漁業セーフティネット資金を3億円など、全体で121億円の融資を行いました。

■食品産業

農産加工品の輸入自由化への対応のため、地元の生乳を利用した乳製品製造工場や国産小麦を利用した麺製造施設の整備などに対し特定農産加工資金を178億円、卸売市場の整備、生鮮食品の物流・販売施設の整備等に対し、食品流通改善資金を105億円、契約栽培や産地指定の動きに応じ、鶏卵を原料とした洋菓子製造施設、国産材を利用した集成材加工施設の整備などに対し中山間地域活性化資金を79億円など、全体で390億円の融資を行いました。



資金措置

平成19年度における貸付けなどに必要な資金の総額は、6,857億円となりました。

この資金の調達については、貸付回収金などの自己資金及び一般会計からの補給金などによる4,800億円を充て、なお不足する額（2,057億円）を政府からの借入れなどによりました。

この内訳は、政府からの借入金1,789億円（財政融資資金借入金1,700億円、食料安定供給借入金89億円）、債券発行229億円及び農林漁業信用基金からの寄託金37億円となっています。

なお、最近5年間の資金計画の実績の概要は、次のとおりです。

■資金計画の実績の概要

（単位：億円、％）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
（支出）					
貸付金	3,442	3,322	2,451	2,462	2,572
出資金	－	－	8	4	－
借入金償還等	3,661	3,994	3,972	3,020	2,763
債券償還金	－	－	－	295	320
事業損金等	1,828	1,628	1,396	1,351	1,201
合計（A）	8,932	8,945	7,828	7,133	6,857
（収入）					
貸付回収金	5,222	4,846	4,053	3,676	3,407
一般会計からの出資金	－	－	48	4	1
一般会計からの補給金	474	511	377	381	355
事業益金等	1,474	1,354	1,180	985	1,036
合計（B）	7,171	6,712	5,659	5,047	4,800
借入金・債券等（A）－（B）	(99.8)	(126.9)	(97.1)	(96.2)	(98.6)
	1,760	2,232	2,168	2,085	2,057

〔借入金・債券等の内訳〕

借入金	1,379	1,971	1,907	1,817	1,789
財政融資資金借入金	1,250	1,850	1,800	1,720	1,700
食料安定供給借入金	129	121	107	97	89
債券	349	229	229	229	229
寄託金	31	31	31	37	37

（注） 1 貸付金は、貸付資金の払出実績です。

2 （ ）内は、対前年度比です。

3 平成15年度から平成18年度までの食料安定供給借入金の借入額は、農業経営基盤強化措置借入金に係るものです。

4 平成19年度の資金計画の実績における債券229億円と債券明細（51ページ）の当期増加額230億円との差は、債券発行差金（24百万円）です。

5 平成19年度における民間借入金（短期借入金）の借入額及び借入償還額は、それぞれ1,105億円で、年度末の残高は0です（本表には表示しておりません）。

損益の状況

平成19年度における損益の状況は次のとおりです。

(単位：億円、%)

総利益金	1,159 (96.2)
貸付金利息	609 (92.9)
一般会計より受入	355 (93.2)
貸倒引当金戻入	172(116.0)
その他	21(113.5)
総損失金	1,159 (96.2)
支払利息	631 (88.1)
業務委託費	90(106.5)
事務費	140(101.3)
その他	129(140.6)
小計	992 (96.1)
貸倒引当金繰入	166 (96.8)

(注) 1 ()内は対前年度比です。

2 「一般会計より受入」とは、公庫の業務の円滑な運営に資するために、損益差損について、農林漁業金融公庫補給金として国の一般会計から補てんを受けているものです。

3 支払利息には、債券利息を含みます。

この結果、総利益金と総損失金と同額となり、農林漁業金融公庫法第23条の規定により国庫納付すべき利益金は生じませんでした。

これは、総利益金1,159億円から貸倒引当金繰入前の損失金992億円を差し引くと、166億円となりますが、この額は財務大臣が定めた貸倒引当金繰入限度額167億円（貸付受入金残高を除いた平成19年度末貸付金残高に1000分の6を乗じて算出した金額）以内であるため、全額を貸倒引当金に繰り入れたことによるものです。

なお、財務大臣の承認を受けて1,444件、122億円の貸付金償却を行いました。

主な経営指標

(単位：億円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経常収益	1,654	1,527	1,318	1,204	1,159
経常利益	0	0	0	△0	0
当期利益	0	0	0	0	0
資本金	3,116	3,116	3,164	3,168	3,169
純資産残高	3,116	3,116	3,164	3,168	3,169
総資産残高	35,242	33,372	31,637	30,052	28,778
貸付金残高	34,429	32,699	31,059	29,425	28,232
有価証券残高	1	1	1	1	0
従業員数	926	921	916	910	904

(注) 「特殊法人等会計処理基準」(昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に基づき会計処理をしているため、経常収益には、一般会計から受け入れた補給金が含まれています。

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度末	平成19年度末
貸付金	2,942,501	2,823,225
出資金	2,030	2,030
現金預け金	38,898	31,508
現金	3	3
預け金	38,895	31,505
基金預託金		
非補助小団地等土地改良事業助成基金預託金	6,500	6,500
有価証券		
国債	194	95
受託者勘定	1,504	2,134
貸付交付金	0	—
留置金	1,503	2,134
未収収益	17,993	16,367
未収貸付金利息	17,990	16,367
未収基金預託利息	3	—
雑勘定		
仮払金	188	150
固定資産		
業務用固定資産	12,572	12,441
繰延勘定		
債券発行差金	92	102
貸倒引当金	△ 17,236	△ 16,684
資産合計	3,005,239	2,877,870
借入金	2,442,139	2,345,046
財政融資資金借入金	2,325,843	2,238,303
旧簡易生命保険資金借入金	15,966	8,496
食料安定供給借入金	100,330	98,246
債券		
債券発行高	139,000	130,000
寄託金	32,050	35,852
貸付受入金	57,570	34,754
未払費用	15,903	14,071
未払借入金利息	11,974	10,383
未払債券利息	233	208
未払業務委託費	3,696	3,478
雑勘定		
仮受金	1,707	1,449
負債合計	2,688,372	2,560,903
資本金	316,867	316,967
一般会計出資金	198,541	198,641
産業投資出資金	111,826	111,826
非補助小団地等土地改良事業助成基金	6,500	6,500
資本合計	316,867	316,967
負債・資本合計	3,005,239	2,877,870

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
経常収益	120,453	115,910
貸付金利息	65,654	60,995
一般会計より受入	38,132	35,523
基金預託利息	12	45
預け金利息	38	38
有価証券益	2	2
有価証券利息	2	2
有価証券益	－	0
雑収入	1,760	2,069
受入雑利息	0	0
労働保険料被保険者負担金	61	46
償却債権取立益	1,487	1,794
雑益	210	228
貸倒引当金戻入	14,852	17,236
経常費用	120,506	115,883
借入金利息	69,662	60,773
債券利息	2,004	2,346
業務委託費	8,500	9,055
事務費	13,917	14,093
債券発行諸費	125	100
償却費	8,946	12,747
貸付金償却	8,457	12,239
固定資産減価償却費	475	494
債券発行差金償却	14	13
貸倒引当金繰入	17,236	16,684
雑損	113	82
経常利益	△ 52	26
特別利益		
固定資産売却益	85	0
特別損失	32	26
固定資産売却損	24	－
固定資産除却損	7	26
当期利益金	0	0

●重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法によっています。
- 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却累計額は次のとおりです。
18年度末 6,779百万円 19年度末 7,167百万円
- 引当金の計上基準
貸倒引当金
貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令（昭和26年政令第162号）第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高（貸付受入金残高を控除）の6/1000の範囲内で計上しており、計上率は次のとおりです。
18年度末 5.9/1000 19年度末 5.9/1000
- その他財務諸表作成のための重要な事項
(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

(2) 繰延勘定の処理方法

- ①債券発行費
支出時に全額費用として処理しています。
- ②債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の償還年限（5、10又は20年間）で均等償却しています。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額（弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額は次のとおりです。

18年度末 24,316百万円 19年度末 55,604百万円

5 重要な会計方針の変更

固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、19年度から、平成19年4月1日以降に取得した固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法とすることとしています。

主な資産・負債の明細

■固定資産明細

(単位：百万円)

	当期首残高 (取得価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末残高 (取得価額)	減価償却 累計額	うち当期 償却額	差 引 当期末残高
土地	2,525	—	—	2,525	—	—	2,525
建物	15,961	303	111	16,152	6,727	455	9,425
機械器具備品	625	78	20	683	440	38	243
借地権	28	—	—	28	—	—	28
敷金	210	34	31	213	—	—	213
固定資産仮払金	—	200	195	4	—	—	4
合計	19,351	616	359	19,608	7,167	494	12,441

■借入金明細

(単位：百万円)

	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
財政融資資金借入金	2,325,843	170,000	257,539	2,238,303
旧簡易生命保険資金借入金	15,966	—	7,470	8,496
食料安定供給借入金	100,330	8,958	11,042	98,246
民間借入金	—	110,500	110,500	—
合計	2,442,139	289,458	386,552	2,345,046

■債券明細

(単位：百万円)

	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
政府保証債	26,000	—	—	26,000
財投機関債	113,000	23,000	32,000	104,000
合計	139,000	23,000	32,000	130,000

■引当金明細

(単位：百万円)

	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	17,236	16,684	17,236	16,684

(注) 当期減少額は、洗い替えによる取り崩し額です。

主な費用の明細

■業務委託費明細

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
委託金融機関手数料	7,786	7,542
電算システム開発委託費	484	1,311
調査委託費	229	201
合計	8,500	9,055

■事務費明細

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度
役員給	139	136
職員給	7,631	7,632
退職手当	789	748
諸支出金	1,414	1,372
旅費	417	397
業務諸費	3,319	3,591
交際費	0	0
債権保全費	45	48
税金	159	165
賠償償還及払戻金	0	—
合計	13,917	14,093

●役員の給与及び退職手当の支給の基準（平成20年4月1日現在）

1 基本的な考え方（社会一般の情勢への適合）

役員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものとなるよう、基本的な考え方として次の事項に配慮しています。

- （1）各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- （2）農林漁業金融公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- （3）農林漁業金融公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2 役員の給与等

(1) 給与

給与の種類	支給基準等										
ア 本俸	月額(*)により支給 (*)本俸月額 <table><tr><th></th><th>月額(単位:千円)</th></tr><tr><td>総裁</td><td>1,141</td></tr><tr><td>副総裁</td><td>979</td></tr><tr><td>理事</td><td>847</td></tr><tr><td>監事</td><td>766</td></tr></table>		月額(単位:千円)	総裁	1,141	副総裁	979	理事	847	監事	766
	月額(単位:千円)										
総裁	1,141										
副総裁	979										
理事	847										
監事	766										
イ 特別調整手当	東京都特別区に在勤する役員 本俸×0.16										
ウ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給										
エ 特別手当	$[(\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) + (\text{本俸月額} \times 0.25) + \{(\text{本俸月額} + \text{特別調整手当月額}) \times 0.2\}] \times \text{支給割合} (*)$ (*)支給割合: 年 3.35 か月										

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額×0.125×業績勘案率(※)×在職期間(月数)

(※) 総裁が別に定める委員会又は総裁が指名する外部の者が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

●役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1. 役員報酬についての基本方針に関する事項

①平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特別手当について、当該役員の勤務実績に応じて支給額を増額し、又は減額することができる。

②役員報酬基準の改定内容

総 裁：国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ（13%→14%）を行った。

副総裁：国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ（13%→14%）を行った。

理 事：国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ（13%→14%）を行った。

監 事：国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ（13%→14%）を行った。

2. 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬（給与）	賞与	その他（内容）	就任	退任	
総裁	23,340 ^{千円}	14,664 ^{千円}	6,623 ^{千円}	2,052 ^{千円} 2,052 (特別調整手当)			＊
副総裁	18,699 ^{千円}	11,748 ^{千円}	5,306 ^{千円}	1,644 ^{千円} 1,644 (特別調整手当)			＊
理事	16,226 ^{千円}	10,164 ^{千円}	4,590 ^{千円}	1,471 ^{千円} 1,422 48 (特別調整手当 通勤手当)			
理事	16,177 ^{千円}	10,164 ^{千円}	4,590 ^{千円}	1,422 ^{千円} 1,422 (特別調整手当)			
理事	16,177 ^{千円}	10,164 ^{千円}	4,590 ^{千円}	1,422 ^{千円} 1,422 (特別調整手当)			＊
理事	16,177 ^{千円}	10,164 ^{千円}	4,590 ^{千円}	1,422 ^{千円} 1,422 (特別調整手当)	4月 1日		※
理事	7,020 ^{千円}	4,235 ^{千円}	2,192 ^{千円}	592 ^{千円} 592 (特別調整手当)		8月31日	※
理事	9,157 ^{千円}	5,929 ^{千円}	2,398 ^{千円}	830 ^{千円} 830 (特別調整手当)	9月 1日		※
監事	7,222 ^{千円}	4,596 ^{千円}	1,983 ^{千円}	643 ^{千円} 643 (特別調整手当)		9月30日	＊
監事	5,952 ^{千円}	4,596 ^{千円}	650 ^{千円}	705 ^{千円} 643 62 (特別調整手当 通勤手当)	10月 1日		＊

注1：「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2：本表の「前職」欄の「＊」は退職公務員であること、「◇」は役員出向者であること、「※」は独立行政法人等の退職者であること、「＊※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

3. 役員の退職手当の支給状況（平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での 在職期間	退職年月日	業績 勘案率	摘 要	前職
総裁	千円	年 月			該当なし	
副総裁	千円	年 月			該当なし	
理事	4,954 ^{千円}	3 年 月 0	平成19年 3月31日	1.3	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会（業績評価を審議）が決定。	＊
理事	2,159 ^{千円}	1 年 月 5	平成19年 8月31日	1.2	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会（業績評価を審議）が決定。	＊
監事	1,723 ^{千円}	1 年 月 6	平成19年 9月30日	1.0	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会（業績評価を審議）が決定。	＊

注：本表の「前職」欄の「＊」は退職公務員であること、「◇」は役員出向者であること、「※」は独立行政法人等の退職者であること、「＊※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

Ⅱ 職員給与について

1. 職員給与についての基本方針に関する事項

①人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、平成18年度以降は、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づいた人件費の削減、国家公務員の制度改革の趣旨を先取りして実施した新人事給与制度改革等を踏まえ、適正な管理を行う。

②職員給与決定の基本方針

ア給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢や国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、労働組合との交渉を経て決定する。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の職責や業績に応じて、昇格・降格・昇給・奨励手当の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格・昇給	昇格：人事評価結果、研修履修状況、昇格試験等により上位資格等級の能力があると認められる場合には、人事委員会で審議のうえ上位資格等級に昇格させる。 降格：現資格等級に要求される職務遂行力等を欠き、期待される業務の遂行が困難と認められる等の場合には、人事委員会で審議のうえ下位資格等級に降格させる。 昇給：5段階評価による勤務成績に応じて昇給させる。
奨励手当(査定分)	前年度の勤務成績に応じて、支給月数を3～5段階に区分して支給する。

ウ平成19年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与改定を踏まえ、以下のとおり改正。

- ・基準内給与を平均で0.12%改定。（参考：国家公務員の平均改定率は0.35%）
（0.12%改定の内訳は、本俸：若年層について0.05%改定、扶養手当：子等について500円改定。）
- ・特別手当支給月数を0.05ヵ月引上げ。
- ・地域間格差が適切に反映されるように特別都市手当の支給割合を改正。

なお、本俸及び扶養手当改定は平成20年1月から実施し、国家公務員で行っている遡り改定（平成19年4月に遡った改定）や特別都市手当の一部繰上げ改定は行わなかった。

2. 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区 分	人 員	平均年齢	平成19年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	763 人	41.2 歳	8,426 千円	6,044 千円	146 千円	2,382 千円
事務・技術	760 人	41.1 歳	8,432 千円	6,048 千円	146 千円	2,384 千円
自動車運転職種	3 人	53.2 歳	6,742 千円	4,902 千円	109 千円	1,840 千円
任期付職員	19 人	37.8 歳	2,591 千円	2,591 千円	127 千円	千円
事務・技術	19 人	37.8 歳	2,591 千円	2,591 千円	127 千円	千円
再任用職員	1 人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	1 人	歳	千円	千円	千円	千円

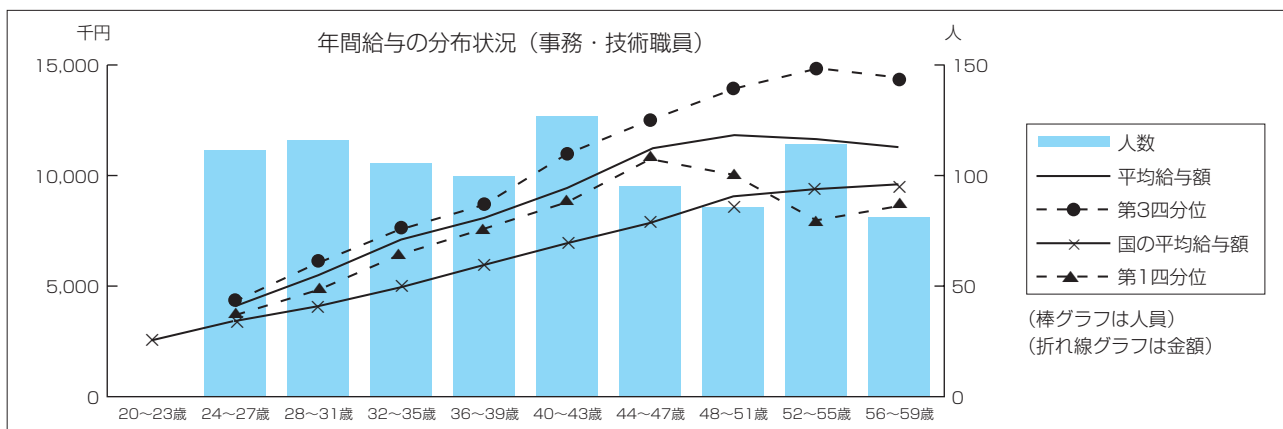
注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：再任用職員の事務・技術職については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人数以外は記載していない。

注：在外職員及び非常勤職員は存在していないため記載を省略。

注：研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

②年間給与の分布状況（事務・技術職員）〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人 員	平均年齢	四分位 第1分位	平 均	四分位 第3分位
代表的職位・本部課長 ・本部係員	72 30	46.5 41.2	10,671 3,973	11,805 6,591	13,020 9,534

③職級別在職状況等（平成20年4月1日現在）（事務・技術職員）

区分	計	事務1級	事務2級	事務3級	基幹1級	基幹2級	基幹3級	基幹4級	基幹5級	基幹6級	基幹7級	基幹8級
標準的な職位		職員	職員	副調査役	職員	副調査役	調査役	調査役	課長	課長	次長	部長 支店長
人員 (割合)	760人	12人 (1.6%)	57人 (7.5%)	55人 (7.2%)	61人 (8.0%)	92人 (12.1%)	104人 (13.7%)	109人 (14.3%)	114人 (15.0%)	71人 (9.3%)	51人 (6.7%)	34人 (4.5%)
年齢 (最高～最低)		27～25歳	58～25歳	58～31歳	30～24歳	50～27歳	59～31歳	57～35歳	59～39歳	59～42歳	59～46歳	59～52歳
所定内 給与年額 (最高～最低)		2,495 2,171	5,111 2,311	5,701 3,510	2,997 2,447	4,625 3,068	7,553 4,025	8,257 4,996	9,505 5,978	10,403 7,381	10,596 8,214	11,117 8,931
年間 給与額 (最高～最低)		3,307 2,983	7,078 3,180	7,866 4,863	4,123 3,364	6,446 4,256	10,221 5,592	11,530 6,949	13,206 8,303	14,491 10,560	14,979 11,910	15,992 12,937

④賞与（平成19年度）における査定部分の比率（事務・技術職員）

区 分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理 職員	一律支給分（期末相当）	57.0 %	59.6 %	58.4 %
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	43.0 %	40.4 %	41.6 %
	最高～最低	49.1～27.8 %	46.5～3.0 %	47.7～26.7 %
一般 職員	一律支給分（期末相当）	65.1 %	66.7 %	65.9 %
	査定支給分（勤勉相当）（平均）	34.9 %	33.3 %	34.1 %
	最高～最低	49.1～27.8 %	46.5～24.9 %	47.7～26.3 %

⑤職員と国家公務員との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一）） 131.6

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項（事務・技術職員）

●指数の状況

対国家公務員（行政職（一）） 131.6

（参考）地域勘案：128.7 学歴勘案：127.3 地域・学歴勘案：125.8

●国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

- (1) 農林漁業金融公庫は、農林水産業者に対する政策と一体となった融資・経営支援を主要業務としている。当該業務には民間金融機関では対応困難な長期融資のノウハウ、生産技術を含めた幅広い経営に関する知識など、特殊かつ高度な専門性が必要であり、そのような人材を確保した結果、職員に占める大学及び大学院卒業者の割合が約8割と高くなっている。
- (2) また、そのような人材を確保するには、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、相応の給与水準を保つ必要がある。
- (3) なお、当公庫の給与制度は国家公務員に準じた取扱いとしているが、業務上の必要性等から全国規模の転勤が常態化していること、組織形態の違い等から諸手当の支給割合が高くなっている。

(参考)

①学歴別の人員構成

	国行政（一）	農林公庫
大学卒	48.2%	81.1%
短大卒	12.7%	9.9%
高校卒	39.0%	8.9%

注1) 国行政（一）は、H19年度人事院公表資料。

注2) 農林公庫は、H19年10月時点で在職する職員の人員構成。

②民間金融機関との比較

	平均年齢	年間平均給与
農林公庫	39.7歳	7,887千円
都市銀行A	39.3歳	8,768千円
信託銀行B	40.4歳	8,738千円
地方銀行C	39.2歳	8,137千円

注1) 農林公庫の平均年齢は、H19年10月時点で在職する職員の平均値。

注2) 農林公庫の年間平均給与は、H19年度予算額をH19年度予算定員で除して計算。

注3) 民間金融機関の平均年齢・年間平均給与は、有価証券報告書（19年3月期）より記載。

③単身赴任手当の支給割合

	国行政（一）	農林公庫
支給割合	6.9%	9.7%

注1) 国行政（一）は、H19年度人事院公表資料。

注2) 農林公庫は、H19年10月時点で在職する職員の支給割合。

④地域別の人員構成

	国行政（一）	農林公庫
1～3級地	39.7%	49.3%
その他	60.3%	50.7%

注1) 級地は国家公務員の地域手当支給地区分。

注2) 国行政（一）は、H19年度人事院公表資料。

注3) 農林公庫は、H19年度給与水準公表資料に係る調査データから集計した数値。

●給与水準の適切性の検証

【国からの財政支出について】支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 6.08%

（国からの財政支出額 42,028百万円、支出予算の総額 691,056百万円：平成19年度予算）

【検証結果】給与水準については上記の定量的な理由欄に記載した通りであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。

●講ずる措置

国家公務員の制度改革の趣旨を先取りして、平成18年度から実施した新人事給与制度により、職責・業績に応じたメリハリのある処遇、高齢者の給与水準の引下げ等の大幅な制度改革を行っており、今後も継続して取り組んでいく。

なお、平成18年度から取り組んでいる具体的な改善措置は次のとおり。

- (1) 55歳を超える職員については、昇給を停止させることで給与水準の抑制に努めていること。
- (2) 管理職についてポストオフ制度（一定年齢に達した時点で役職を離脱）を導入することで高齢層の給与水準を1割程度削減。
- (3) 特別手当支給月数を非管理職について0.30カ月削減（平成17年度支給実績基準）していること。
- (4) 業務内容に応じて、一般の職員に比べ給与水準の低い有期職員（一定期間の契約社員）、再雇用職員（定年退職後に再雇用した職員）を活用することで、全体の給与水準抑制に努めていること。
- (5) 枠外昇給を廃止することで給与水準の抑制に努めていること。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	7,768,762 千円	7,771,043 千円	▲2,281 千円 (▲0.0%)
退職手当支給額 (B)	748,967 千円	789,285 千円	▲40,318 千円 (▲5.1%)
非常勤役職員等給与 (C)	78,521 千円	50,897 千円	27,624 千円 (54.3%)
福利厚生費 (D)	1,772,903 千円	1,848,217 千円	▲75,314 千円 (▲4.1%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	10,369,153 千円	10,459,442 千円	▲90,289 千円 (▲0.9%)

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費

- (1) 給与、報酬等支給総額は、統合関係業務等により前年度に比べ超過勤務手当が増加したものの、給与水準改善に向けた取組みにより、▲2,281千円 (▲0.0%) の減少となっている。
- (2) 最広義人件費は、非常勤役職員等給与が派遣職員への支払増に伴い増加したものの、その他については前年度に比べ減少しており、全体で▲90,289千円 (▲0.9%) の減少となっている。

2. 人件費削減の取組みの状況（総人件費削減計画等）

(1) 当公庫において設定した削減目標

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、平成22年度までに平成17年度末（予算定員ベース：924名）比で▲5%以上の人員を削減する。

(2) また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取組む。

(3) 進捗状況

平成19年度末の進捗状況は：▲1.30%

総人件費改革の取組状況

年度	基準年度（平成17年度）	平成18年度	平成19年度
人員数（人）	924	918	912
人員純減率（%）		▲0.65	▲1.30

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし

財務の状況

■総貸付金残高

(単位：億円)

	期 首 貸付金残高	年度中の増減			期 末 貸付金残高
		貸付額	回収額	償却額	
平成15年度	36,407	3,411	5,211	178	34,429
平成16年度	34,429	3,271	4,848	153	32,699
平成17年度	32,699	2,506	4,052	93	31,059
平成18年度	31,059	2,122	3,672	84	29,425
平成19年度	29,425	2,344	3,415	122	28,232

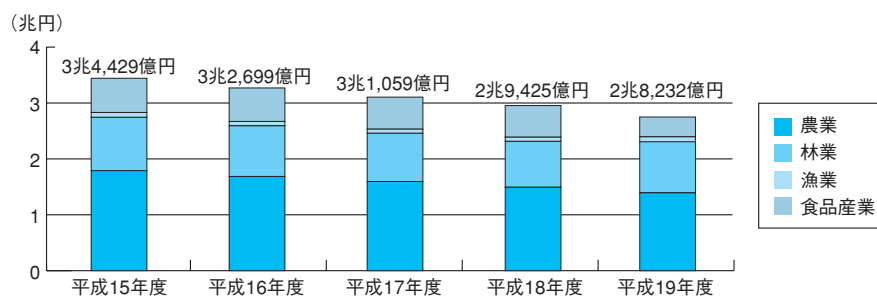
(注) 貸付額とは、貸付先と当公庫の間で金銭消費貸借契約を結んだ額です。

■貸付金残高の農林漁業食品産業別内訳

(単位：億円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
農業	17,897	16,855	15,956	14,993	14,533
林業	9,539	9,068	8,627	8,309	8,080
漁業	871	777	738	652	632
食品産業	6,121	5,997	5,737	5,468	4,986

貸付金残高の推移（過去5年間）



■貸付金残高の固定・変動金利別、残存期間別内訳

(単位：億円)

残存期間	平成18年度			平成19年度		
	貸付金残高	うち固定金利	うち変動金利	貸付金残高	うち固定金利	うち変動金利
1年以下	319	319	—	755	755	—
1年超 5年以下	2,889	2,889	—	2,993	2,993	—
5年超 10年以下	7,461	7,461	—	7,012	7,012	—
10年超 15年以下	6,671	6,671	—	6,684	6,684	—
15年超 20年以下	4,964	4,964	—	4,486	4,486	—
20年超	7,119	7,119	—	6,299	6,299	—
合計	29,425	29,425	—	28,232	28,232	—

(注) 固定金利には、10年後、20年後及び35年後に利率を見直す制度による貸付金を含みます。

■職員1人当たり及び1支店当たりの貸付金残高

(単位：件、億円)

	平成18年度		平成19年度	
	件数	金額	件数	金額
職員1人当たりの貸付金残高	258	32	244	31
1支店当たりの貸付金残高	10,702	1,337	10,038	1,283

■資本金の推移

(単位：百万円)

	合 計	うち一般会計	うち非補助小団地等 土地改良事業助成基金 (一般会計)	うち産業投資 特別会計
昭和28年度	36,614	32,107	—	4,507
30年度	49,233	42,607	—	6,626
35年度	87,133	44,007	6,500	36,626
40年度	168,233	49,907	6,500	111,826
45年度	170,273	51,947	6,500	111,826
50年度	171,032	52,706	6,500	111,826
55年度	168,233	49,907	6,500	111,826
60年度	168,233	49,907	6,500	111,826
平成 2年度	181,233	62,907	6,500	111,826
7年度	283,033	164,707	6,500	111,826
12年度	311,137	192,811	6,500	111,826
13年度	311,637	193,311	6,500	111,826
14年度	311,637	193,311	6,500	111,826
15年度	311,637	193,311	6,500	111,826
16年度	311,637	193,311	6,500	111,826
17年度	316,437	198,111	6,500	111,826
18年度	316,867	198,541	6,500	111,826
19年度	316,967	198,641	6,500	111,826

(注) 資本金は、その全額を政府が出資しています。なお、金額は年度末残高です。

■資金運用収支

(単位：億円、%)

	平成18年度			平成19年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	29,677	656	2.21	28,625	609	2.13
資金調達勘定	26,856	716	2.67	25,703	631	2.46
資金運用収支		△ 60			△ 21	

- (注) 1 資金運用勘定(平均残高) = 貸付金平均残高 - 貸付受入金平均残高
2 資金調達勘定(平均残高) = 借入金平均残高 + 債券平均残高 + 寄託金平均残高
3 資金運用収支 = 貸付金利息 - 借入金利息 - 債券利息 - 債券発行差金償却

■貸付金利息・支払利息の分析

(単位：億円)

	平成18年度			平成19年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
貸付金利息	△ 35	△ 38	△ 74	△ 23	△ 23	△ 46
支払利息	△ 43	△ 76	△ 119	△ 30	△ 54	△ 85

(注) 支払利息 = 借入金利息 + 債券利息 + 債券発行差金償却

■利益率

(単位：%)

	平成18年度	平成19年度
総資産当期利益率	—	—
資本当期利益率	—	—

- (注) 1 総資産当期利益率 = 当期利益 / 総資産平均残高
2 資本当期利益率 = 当期利益 / 資本勘定(貸倒引当金勘定を含む)平均残高
3 利益が発生していない場合は「—」で記載しています。

保有有価証券の状況

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度
有価証券残高	1	0
有価証券平均残高	1	1

(注) 保有している有価証券は、農林漁業金融公庫法第25条に基づき余裕金を運用しているものであり、すべて国債です。

【参考情報】会計等に関する関連法の規定（抜粋）

(平成20年8月1日現在)

■農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）

（資本金）

第四条 公庫の資本金は、政府の出資金三千四十六億三千七百万円及び経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）第十条の規定により同法第十一条第一項に規定する非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 第一項に規定する基金に係る出資金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

（予算及び決算）

第二十二條 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

（国庫納付金）

第二十三條 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の方法及びその帰属する会計については、政令で定める。

（借入金）

第二十四條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入れをすることができる。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を付することができる。

4 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、第一項に規定する資金の借入れの予算で定める限度額及び次条に規定する農林漁業金融公庫債券（以下この項において「債券」という。）の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から、第一項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額（当該金額が第二十一条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額）を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。

5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

6 第一項及び第四項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

（債券の発行）

第二十四条の二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、農林漁業金融公庫債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

3 前二項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。

6 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条（社債管理者の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十四条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第一項の規定により発行する債券（外国通貨をもつて支払われる債券を除く。次項において同じ。）に係る債務について保証することができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第二項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。

（余裕金の運用等）

第二十五条 公庫は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の保有

二 財政融資資金への預託

三 銀行又は農林中央金庫への預金

四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

3 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

■公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）

（事業年度）

第二条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（決算の完結）

第十七条 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表の作成、提出等）

第十八条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）を含む。以下「財務諸表」という。）を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後一月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

（決算報告書の作成、提出等）

第十九条 公庫は、決算完結後第五条第四項及び第九条第一項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第二十一条までにおいて同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、前条第一項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。

3 公庫は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

（決算報告書等の会計検査院への送付）

第二十条 内閣は、前条第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の財務諸表を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

（決算報告書等の国会への提出）

第二十一条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第十九条第一項の財務諸表を添え、国の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

■その他

財務諸表の作成方法等については、「特殊法人等会計処理基準」（昭和六十二年十月二日財政制度審議会公企業会計小委員会報告）に準拠している。

【参考情報】行政コスト計算財務書類（概要）

当公庫は、国から出資を受けている特殊法人のひとつとして、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」（平成13年6月）に基づき、行政コスト計算財務書類を作成し、公表しています。

「行政コスト計算財務書類」の体系

行政コスト計算書

添付 民間企業仮定貸借対照表

民間企業仮定損益計算書

キャッシュ・フロー計算書

民間企業仮定株主資本等変動計算書

附属明細書

行政コスト計算財務書類とは、特殊法人などについて、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類です。個々の特殊法人などの会計処理上の特性を捨象し、特殊法人などが民間企業として活動を行っていると仮定し、企業会計原則に準拠した財務書類を作成するとともに、通常の損益計算ではコストとして認識されない、政府出資金など国の財政措置に係る機会費用もコストとして認識したうえで、行政コストを算出しています。

「行政コスト」＝

「民間企業仮定損益計算書上の費用」－「自己収入」（※）＋「政府出資等国の財政措置に係る機会費用」

（※）一般会計からの補給金を除く収益

■行政コスト計算書

（単位：百万円）

科 目	平成18年度	平成19年度
I 業務費用	30,717	32,087
仮定損益計算書上の費用	98,272	95,282
資金調達費用	71,681	63,133
営業経費	23,253	23,798
その他経常費用	3,311	8,324
特別損失	25	26
（控除）業務収入	△ 67,555	△ 63,195
資金運用収益	△ 65,709	△ 61,126
その他経常収益	△ 272	△ 274
特別利益	△ 1,572	△ 1,794
II 機会費用	7,100	5,700
政府出資等の機会費用	5,121	3,958
低利借入金に係る機会費用	1,965	1,727
公務員からの出向職員に係る退職給付引当金増加額	14	13
III 行政コスト	37,817	37,787

■民間企業仮定貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度末	平成19年度末
(資産の部)		
現金預け金	38,898	31,508
基金預託金	6,500	6,500
有価証券	2,227	2,127
貸出金	2,938,986	2,820,367
未貸付額	△ 57,570	△ 34,754
受託者勘定	1,504	2,134
その他資産	17,731	16,120
有形固定資産	12,333	12,199
無形固定資産	405	286
貸倒引当金	△ 24,657	△ 21,325
資産の部合計	2,936,359	2,835,164
(負債の部)		
借入金	2,442,139	2,345,046
債券	138,907	129,897
寄託金	32,050	35,582
その他負債	17,611	15,520
賞与引当金	635	637
退職給付引当金	18,445	18,375
負債の部合計	2,649,790	2,545,059
(純資産の部)		
資本金	316,867	316,967
政府出資金	316,867	316,967
利益剰余金	△ 30,297	△ 26,862
その他利益剰余金	△ 30,297	△ 26,862
繰越利益剰余金	△ 30,297	△ 26,862
純資産の部合計	286,569	290,104
負債及び純資産の部合計	2,936,359	2,835,164

■民間企業仮定損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
経常収益	104,114	96,923
資金運用収益	65,709	61,126
(うち貸出金利息)	65,654	61,039
政府補給金収入	38,132	35,523
その他経常収益	272	274
経常費用	98,246	95,256
資金調達費用	71,681	63,133
営業経費	23,253	23,798
その他経常費用	3,311	8,324
経常利益(損失)	5,868	1,667
特別利益	1,572	1,794
特別損失	25	26
当期純利益	7,414	3,435

■キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
貸付金回収による収入	367,642	340,774
貸付けによる支出	△ 246,240	△ 257,294
貸付金利息収入	68,173	62,581
長期借入金による収入	181,799	178,958
短期借入金による収入	214,000	110,500
債券の発行による収入	22,983	22,975
長期借入金の返済による支出	△ 301,582	△ 276,052
短期借入金の返済による支出	△ 214,000	△ 110,500
債券の償還による支出	△ 29,500	△ 32,000
借入金利息支出	△ 71,201	△ 62,363
債券利息支出	△ 1,855	△ 2,370
債券発行諸費支出	△ 125	△ 100
政府補給金収入	38,132	35,523
寄託金収入	3,790	3,790
寄託金支出	△ 495	△ 258
人件費支出	△ 9,975	△ 9,889
業務委託費支出	△ 8,636	△ 9,273
事務費支出	△ 2,096	△ 2,387
その他利息収入	50	89
その他収入	1,759	2,069
その他支出	△ 2,370	△ 1,971
業務活動によるキャッシュ・フロー	10,252	△ 7,199
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 430	—
有価証券の償還による収入	—	100
有形固定資産の取得による支出	△ 285	△ 386
無形固定資産の取得による支出	△ 2	△ 34
有形固定資産の売却による収入	137	—
その他収入	1	31
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 579	△ 289
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一般会計出資金受入による収入	430	100
財務活動によるキャッシュ・フロー	430	100
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	10,103	△ 7,389
VI 現金及び現金同等物期首残高	28,795	38,898
VII 現金及び現金同等物期末残高	38,898	31,508

■民間企業仮定株主資本等変動計算書

平成18年度

(単位：百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	316,437	△ 37,712	△ 37,712	278,724	278,724
当事業年度変動額					
資本金の増減	430			430	430
当 期 純 利 益		7,414	7,414	7,414	7,414
当事業年度変動額合計	430	7,414	7,414	7,844	7,844
平成19年3月31日残高	316,867	△ 30,297	△ 30,297	286,569	286,569

平成19年度

(単位：百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高	316,867	△ 30,297	△ 30,297	286,569	286,569
当事業年度変動額					
資本金の増減	100			100	100
当 期 純 利 益		3,435	3,435	3,435	3,435
当事業年度変動額合計	100	3,435	3,435	3,535	3,535
平成20年3月31日残高	316,967	△ 26,862	△ 26,862	290,104	290,104

■行政コスト計算財務書類 重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券について、総平均法による償却原価法によっております。

その他有価証券のうち時価のないものについては、総平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3年～50年

動産5年～20年

(2) 無形固定資産（ソフトウェア）

ソフトウェア（公庫内利用分）については、公庫内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて（平成11年7月1日金検第177号、平成20年3月17日改訂）」に定める基準に準じ、次のとおり計上しております。

破産、手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、

「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

直接償却額 18年度 3,659百万円 19年度 2,992百万円

(2) 賞与引当金

役員及び職員に対して支給する期末手当及び奨励手当の支出に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち当期対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金に関する事項は以下のとおりであります。

①採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

厚生年金基金制度については、当公庫は公庫厚生年金基金制度に加入しております。

②退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
退職給付債務 (A)	△ 29,493	△ 29,534
年金資産 (B)	9,928	8,617
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△ 19,564	△ 20,917
未認識数理計算上の差異 (D)	2,243	3,519
未認識過去勤務債務 (E)	△ 1,124	△ 977
貸借対照表上計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△ 18,445	△ 18,375
前払年金費用 (G)	—	—
退職給付引当金 (F) - (G)	△ 18,445	△ 18,375

③退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
勤務費用	857	837
利息費用	606	589
期待運用収益	△ 503	△ 516
過去勤務債務の費用処理額	△ 147	△ 147
数理計算上の差異の費用処理額	405	409
その他（臨時に支払った割増退職金等）	—	—
退職給付費用	1,217	1,172

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	平成18年度末	平成19年度末
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	5.2%	5.2%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の処理年数	10年（発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により費用処理しております。）	10年（発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により費用処理しております。）
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。）	10年（発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。）

4. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金及び預け金」及び「売戻し条件付現先（買現先勘定）」であります。

現金及び現金同等物と貸借対照表に掲記されている科目との関係は以下のとおりであります。

現金預け金	18年度末	38,898百万円	19年度末	31,508百万円
現金及び現金同等物	18年度末	38,898百万円	19年度末	31,508百万円

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(3) 基金預託金

「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」（昭和33年）の規定により、非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして、昭和33年に政府から出資されたものであり、預託先は財政融資資金であります。

(4) 未貸付額

貸付対象事業の進捗に応じて借入者が必要とする金額を証拠書類を確認のうえ払い出すという資金規制に基づき、貸付実行後も公庫に一時留保される貸付金であります。

(5) 寄託金

「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」（昭和54年）に基づき、森林整備活性化資金（無利子資金）を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であります。

6. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資に係る機会費用

政府出資金の期末残高に、決算日における10年もの国債の利回りを乗じて得られる額を計上しております。

18年度利回り 285回債利回り1.650%

19年度利回り 290回債利回り1.275%

(2) 通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用

当公庫の各年度における通常の資金調達に係る新規調達金利により当該資金を調達したと仮定した場合

の支払利息相当額と、実際の支払利息との差額に相当する金額を計上しております。

(3) 公務員からの出向職員に係る機会費用

公務員からの出向職員に係る、自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

18年度末出向職員数 16名

19年度末出向職員数 14名

7. 行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

該当ありません。

8. 重要な会計方針の変更

18年度

(1) 金融商品に関する会計基準

債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っておりましたが、「金融商品に関する会計基準」（会計基準第10号平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以降に終了する事業年度から適用することに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の債券発行差金は92百万円、「債券」は92百万円、それぞれ減少しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当事業年度から適用しております。

当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は286,569百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

19年度

有形固定資産の減価償却方法については、法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法としております。

9. 表記方法の変更

18年度

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以降開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。

（貸借対照表関係）

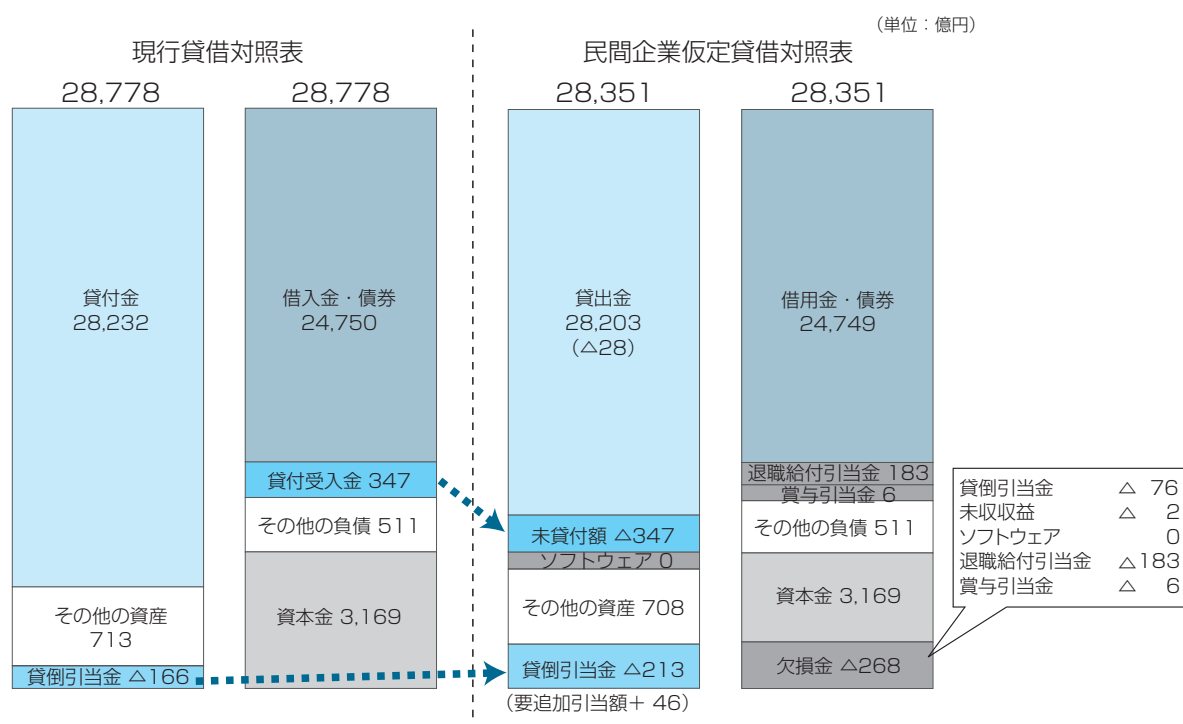
(1) 「動産不動産」は、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に区分して表示しております。

(2) 「その他資産」に含めて表示していた「ソフトウェア」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

【参考情報】特殊法人会計貸借対照表と民間企業仮定貸借対照表との比較（平成19年度末）



【参考情報】自己資本比率

(単位：億円)

	平成19年度
資本勘定	2,901
貸倒引当金	71
自己資本計 (A)	2,972
資産 (オンバランス) 項目	16,583
オフ・バランス取引項目	—
リスクアセット計 (B)	16,583
自己資本比率 ((A)÷(B)×100)	17.93%

(注) 自己資本比率は、行政コスト計算財務書類を基に、銀行法第14条の2の規定に基づく金融庁告示により定められた算式に基づいて算出したものです。

【参考情報】資産内容の開示

1 自己査定と償却・引当

当公庫は、金融検査マニュアルに準拠した自己査定基準に基づき資産の自己査定を厳格に実施しています。

自己査定に当たっては、取引先の状況に応じて次のとおり「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの区分に分け、さらに、担保・保証などの状況を勘案して債権の回収の危険性の度合いに応じて非分類～Ⅳ分類の区分に分類しています。

正常先	業況が良好であり、かつ、財務状況にも特段の問題がない債務者
要注意先	貸付条件に問題がある債務者、履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きい債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

自己査定の結果、回収不能又は無価値とされる資産のうち一定の要件を満たすものについては、「公庫の国庫納付金に関する政令」（昭和26年政令第162号）の規定に基づき財務大臣の承認を得て直接償却を実施しており、平成19年度の処理額は122億円となりました。

なお、貸倒引当金については「滞貸償却引当金への繰入額について」（昭和57年3月31日付け大蔵省銀行局長通達）に基づき、貸付金残高から貸付受入金の額を控除した額の1000分の6以内と定められており、平成19年度は166億円の繰入（繰入率1000分の5.9）を行っています。別表の「自己査定と開示債権の関係」は、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会が平成13年6月に公表した「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づき、「金融検査マニュアル」「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に準じて算出したものです。

また、「2 リスク管理債権」「3 金融再生法に基づく開示債権」は、民間金融機関並みに部分直接償却^(注)に準じた会計処理を行ったものとして掲載しております。

(注) 部分直接償却とは、資産の自己査定により回収不能又は無価値と判定した担保・保証付債権などについて、債権額から担保の評価額及び保証などによる回収が可能と認められる額を控除した残額を貸倒償却することをいいます。

2 リスク管理債権

当公庫は銀行法の適用はありませんが、自己査定結果を踏まえて民間金融機関と同様の基準に従って算出したものです。

リスク管理債権の定義は次のとおりです。

- (1) 破綻先債権：自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付金
- (2) 延滞債権：自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付金
- (3) 3か月以上延滞債権：要注意先に対する貸付金のうち、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸付金
- (4) 貸出条件緩和債権：要注意先に対する貸付金のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金

リスク管理債権（部分直接償却実施後）

（単位：百万円）

	2008.3期	2007.3期対比	2007.3期
破綻先債権	1,726	△122	1,848
延滞債権	130,721	51,083	79,638
3か月以上延滞債権	5,251	1,099	4,151
貸出条件緩和債権	33,677	△54,070	87,748
合計	171,377	△2,009	173,386
貸付金残高に対する比率	6.08%	0.18ポイント	5.90%
（部分直接償却実施額）	2,858	△656	3,514

3 金融再生法に基づく開示債権

当公庫は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「金融再生法」という。）の適用はありませんが、民間金融機関と同様の基準に従い算出したものです。

金融再生法に基づく開示債権についても、自己査定結果をベースにしており、自己査定の破綻先及び実質破綻先に対する債権を「破産更生債権及びこれらに準じる債権」、破綻懸念先に対する債権を「危険債権」、要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権を「要管理債権」として開示しています。

金融再生法開示債権（部分直接償却実施後）

（単位：百万円）

	2008.3期	2007.3期対比	2007.3期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	55,084	44,714	10,369
危険債権	77,374	6,218	71,155
要管理債権	38,928	△52,971	91,899
小計	171,387	△2,037	173,425
正常債権	2,665,095	△118,188	2,783,283
合計	2,836,482	△120,226	2,956,709
（部分直接償却実施額）	2,992	△666	3,659

(別表) 自己査定と開示債権の関係

(単位：億円)

自己査定における債務者区分		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	貸倒引当金	担保・保証・引当金による保全率	金融再生法に基づく開示債権	リスク管理債権
破綻先	17	引当金、担保、保証による保全部分 550 (うち引当金 22)		引当率 100% — 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) — (29)	141	100%	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 550	破綻先債権 17
実質破綻先	533								延滞債権
破綻懸念先	773	引当金、担保、保証による保全部分 624 (うち引当金 119)		149 引当率44.4% 引当金は非分類に計上		71	80.7%	危険債権 773	1,307
要管理先	457								3か月以上延滞債権 52
その他要注意先	5,579	32	425				債権額に対する引当率 6.2%	要管理債権 389	貸出条件緩和債権 336
正常先	21,002	3,483	2,096				債権額に対する引当率 0.5%	正常債権 26,650	
							債権額に対する引当率 0.1%		
総与信	28,364	21,002				貸倒引当金合計 213		開示債権合計 28,364	リスク管理債権合計 1,713

(注) リスク管理債権の合計額と、金融再生法に基づく開示債権のうち「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」の合計額との差額は、金融再生法に基づく開示債権に含まれる貸付金以外の債権です。

【参考情報】政策コスト分析

政策コスト分析とは、財政投融资を活用している事業に対して、一定の前提条件を設定して、①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金による利払軽減効果（国にとっての機会費用）などの額を各機関が試算したものです。平成20年度の分析結果は、財政投融资対象の特殊法人、独立行政法人等の26機関について財政制度等審議会財政投融资分科会での審議を経て、平成20年7月24日に財務省から公表されました。

当公庫の政策コスト分析では、現在価値にして2,247億円の政策コストが将来にわたり発生するという結果になりました。分析にあたっては、①平成20年度の財政投融资計画に基づいて融資を実行したのち、平成21年度以降は新規融資を行わない、②全ての貸付金が回収される平成76年度の分析期間終了時点で、出資金を国に全額返済する、といった前提を置いて将来必要となる補給金額や政府出資金等の機会費用などを算出しました。

■〈参考〉財務省から公表された農林漁業金融公庫の政策コスト分析（概要）

1. 財政投融资を活用している事業の主な内容

農林漁業者や食品の製造・加工・流通の事業を営む者に対し、農林漁業の生産力の維持増進、食料の安定供給の確保のため、民間金融機関では対応が困難な長期・低利の資金を融通している。

（参考）財投対象外の事業としては、担い手育成農地集積資金及び森林整備活性化資金の融通等がある。なお、CDS証券化業務は分析対象外としている。

2. 財政投融资計画額等

（単位：億円）

20年度財政投融资計画額	19年度末財政投融资残高見込み
1,770	24,146

3. 当該事業の成果、社会・経済的便益など

(1) 昭和28年度～平成18年度貸付実績（累計）	373万1千件	17兆3,477億円（※）
平成18年度貸付実績	8千件	1,985億円（※）
平成18年度末貸付残高	22万2千件	2兆8,137億円（※）
平成20年度貸付計画額		3,200億円

（※）担い手育成農地集積資金及び森林整備活性化資金に係るものを除く。

(2) 農業分野への支援

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金の融通を通じ、担い手農業者の創意工夫や主体性を発揮した経営改善の取組や環境保全を重視した取組を支援している。

- ① これからの農業生産を担う39万経営体の16%が生産施設の整備等に公庫資金を利用。
- ② 効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指す認定農業者（農業経営改善計画の認定を受けた農業者）の12%、27千経営体が公庫資金（農業経営基盤強化資金）を利用。これを法人経営に限ってみれば、公庫資金を利用している者の割合は30%を占める。
- ③ 認定農業者を育成・支援するため、平成18年度に農業経営基盤強化資金を2,154先に対し522億円融資。これら融資先全体で、平成22年度までに農業粗生産額350億円、農業所得73億円の増加が見込まれる。
- ④ 農地の生産性向上を図るほ場整備事業（主に水田を対象）では、84%が公庫資金を利用しており、平成18年度においては90億円の融資を実行している。事業実施による生産性の向上効果や洪水防止機能などの年効果額は143億円と試算される。
- ⑤ 台風や鳥インフルエンザなど予期せぬ災害や社会的・経済的環境の変化等により一時的に業況が悪化した農業者に対し経営再建に必要な融資を実行。これにより、平成18年度は3,044人の就業機会の維持に貢献。
- ⑥ 農業の生産過程で生じる家畜糞尿利用促進等のため、平成18年度は132先に30億円を融資。事業の実

施により年間処理量は96万 t 増加。

(3) 林業分野への支援

「森林・林業基本法」の政策展開に沿った資金の融通を通じ、多面的機能を有する森林の整備などを積極的に支援している。

① 造林等を行う林業者のうち、公庫資金を利用した林業者の経営森林面積336万 ha は全国の森林面積の14%を占める。大規模経営体（経営森林100ha以上）の全経営面積のうち、公庫資金を利用している経営体の面積は53%を占める。

② 水源のかん養、林産物供給など森林の有する多面的・公益的機能を持続的に発揮させるため、これまで69万 ha の森林に対し、森林の長期育成や広葉樹の導入など多様な森林への転換を支援。

当該融資により多面的・公益的機能が維持され、その評価額は表面浸食防止機能で7,912億円、水質浄化機能で4,098億円等総額2.0兆円と試算される。

(4) 漁業分野への支援

「水産基本法」の政策展開に沿った資金の融通を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための担い手支援等を積極的に支援している。

① 日本の漁業生産の主体となる海面漁業生産のうち、公庫融資対象漁船による生産額は1,791億円、生産量は1,235千 t（全国生産量の28%）。国民に対する水産物の安定的な供給に資するほか、約12千人の漁船乗組員の雇用を創出・維持しており、漁村地域の就労機会の確保に貢献している。

② 国内の漁業・養殖業生産量の5割を占める遠洋・沖合漁業について、遠洋漁業者の45%、沖合漁業の中心である大中型まき網漁業者の54%で公庫資金が利用され、まぐろ、あじ、いわし等の安定供給に寄与している。

(5) 食品産業分野への支援

農林漁業と食品産業との連携や安全・安心な食品の安定供給のための衛生管理の高度化などの取組を支援するため、平成18年度は268件556億円融資実行。また、対象事業の実施により、2,031人の新規雇用の機会を創出している。

4. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

【政策コスト】

(単位：億円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
1. 国からの補給金等	1,559	1,269	△290
2. 国への資金移転	△1,546	△1,505	+41
1～2 小計	13	△236	△249
3. 国からの出資金等の機会費用分	2,581	2,483	△98
1～3 小計	2,594	2,247	△347
4. 欠損金の減少分	—	—	—
1～4 合計＝政策コスト (A)	2,594	2,247	△347
分析期間 (年)	57	57	—

【投入時点別政策コスト内訳】

(単位：億円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
(A) 政策コスト (再掲)	2,594	2,247	△347
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	2,580	2,483	△97
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	14	△236	△250
国からの補給金等	1,559	1,269	△290
国への資金移転	△1,546	△1,505	+41
剰余金等の増減に伴う政策コスト	—	—	—
出資金等の機会費用分	1	1	△1

[経年比較分析]

(単位：億円)

区 分	平成19年度	平成20年度	増 減
(A) 政策コスト（再掲）	2,594	2,247	△347
(A') (A) を19年度分析と同じ前提金利で再計算した政策コスト	2,910	2,326	△268
(B) (A') のうち19年度以降に発生する政策コスト	2,910	2,326	+158

20年度の政策コストは2,247億円である。19年度と20年度の前提金利の変化による影響を捨象し、20年度以降に発生する政策コストを比較すると、実質的な政策コストは19年度から158億円増加したと分析される。このような実質的なコスト増は、主に以下のような要因によるものと考えられる。

- ・19年度見込み改定によるコスト増（+84億円）
- ・その他の要因（20年度新規融資分の業務委託費・事務費等によるコスト増等）（+74億円）

[発生要因別政策コスト内訳]

(単位：億円)

(A) 20年度政策コスト（再掲）	2,247
① 繰上償還	51
② 貸倒	756
③ その他（利ざや等）	1,440

[前提条件を変化させた場合]

(単位：億円)

変化した前提条件とその変化幅	政策コスト(増減額)	
貸付金利及び調達金利+1%	割引率変化なし	割引率変化あり
	2,325(+78)	2,963(+716)
	—	—

<参考> 補給金・出資金等の20年度予算計上額 補給金等：363億円
出資金等：－億円

5. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

- ① 財政投融资資金を財源としている全ての融資事業を試算の対象としている。
- ② 既往の貸付金残高見込2兆7,531億円（平成19年度末予定額）に加え、平成20年度の事業計画（3,076億円）に基づき貸付けを実行した場合について試算している。
- ③ 分析期間は、既往の貸付金に加え平成20年度の事業計画（3,076億円）に基づく貸付金が全て回収されるまでの57年間としている。
- ④ 以上のような考え方の下に、設定された前提条件に従って、当該事業の遂行に必要な補給金等を試算した。なお、平成32年度以降は国庫納付が見込まれている。
- ⑤ 公庫の貸付金利については、平成20年度に2.639%の固定金利で貸付けることとしている。
- ⑥ 繰上償還率については、施業転換資金を除く過去3年間（16～18年）の平均繰上償還率（3.61%）を、貸付金償却率については、過去5年間（14～18年）の平均貸付金償却率（0.37%）を、それぞれ見込んでいる。

	(実績)				(見込み)	(計画)	(試算前提)				
年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	...	...
繰上償還率	4.83%	4.02%	3.95%	2.87%	2.57%	2.10%	3.61%	3.61%	同左	施業転換資金控除後	
貸付金償却率	0.49%	0.45%	0.29%	0.27%	0.39%	—	0.37%	0.37%	同左		

- ⑦ 政策コスト分析における貸倒償却累計額は、各年度の償却額にばらつきがあることから、過去5年間の平均貸付金償却率を基に積算した結果850億円を見込んでいる。

実績値の平均による上記方式の他に、平成19年7月に公表された行政コスト計算書においては、民間の企業会計原則に準拠して貸倒償却・引当額を計算すると283億円（平成18年度末）となっている。

政策コスト分析における貸倒償却累計額は、民間の企業会計原則に準拠して計算した金額を上回っているが、これは、近年貸倒償却を積極的に進めてきたことが平均貸付金償却率に反映した結果である。

6. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

農林漁業は、自然条件の制約を受けること、零細経営が多いこと等から、経営が不安定であり、収益性が低い上に、投下資本の回収に長期間を要するという特徴を有している。

農林漁業金融公庫は、こうした特徴を有する農林漁業分野等に対し、一般の金融機関では対応し難い長期・低利の資金を融通することを目的としており、これに必要な経費等を補填するために一般会計から所要の補給金を受けている。

(根拠法令等)

- ・ 補給金については、根拠法令はない(予算措置)。
- ・ 出資金及び国庫納付については、農林漁業金融公庫法において定められている。

(農林漁業金融公庫法)

第4条 公庫の資本金は、政府の出資金 3,046億37百万円及び経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和33年法律第169号)第10条の規定により同法第11条第1項に規定する非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された65億円の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

第23条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。

7. 特記事項など

① 「株式会社日本政策金融公庫法」(平成19年5月25日法律第57号)において、当公庫は平成20年10月1日に解散し、一切の権利義務は国が承継する資産を除き、同日設立される新機関(株式会社日本政策金融公庫)が承継することとなっている。

なお、新法人に承継される資産等の額をあらかじめ定めることができないこと等から、現行法人形態を前提として分析を行っている。

② 農林漁業者等に対して、民間金融機関では対応が困難な長期・低利かつ固定金利の資金を安定的に供給するために必要な政策に係る政策コストを示している。

③ これまでの政策コストの推移は以下の通り。

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
4,792億円	4,990億円	4,129億円	3,076億円	3,004億円	3,184億円	2,951億円	2,594億円	2,247億円

用語集

ニナイテ 担い手

「担い手」とは、労働時間・所得が他産業と遜色ない水準の効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営者をいいます。

構造改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型農業においては、個別経営のみならず、集落を基礎とした集落営農のうち、一元的に経理を行い法人化する計画をもっているなど、経営主体としての実態があり、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを「担い手」として位置付けています。

「担い手」の明確化を図るための具体的な仕組みとしては、農業者自らの申請に基づき地域の実態を踏まえて担い手を明確にする「認定農業者制度」があります。

・効率的かつ安定的な農業経営

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営。

・認定農業者

認定農業者とは、「農業経営基盤強化促進法」の農業経営改善計画認定制度に基づき、市町村の認定を受けた個人及び法人を指します。

国が規模などの一律の基準で担い手を選ぶのではなく、市町村が地域の農業経営者の意欲や能力を尊重して認定しています。

スーパーエル スーパーL

農業経営基盤強化資金の略称。当公庫が認定農業者を対象に、農地取得、施設整備等に必要な長期資金を低利で融通する制度資金です。

チュウサンカンチキ 中山間地域

平野の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域を指します。農業統計の経済地帯区分における農山村・山村地帯にあたります。しかし、これらの地域では、①森林や急傾斜地が多く平坦な耕地が少ない、②都市や市街地への交通条件が悪い、③過疎化や高齢化が進行し就業機会が少ないこと等から、経営規模の拡大や生産性の向上などによる農業の振興や地域の活性化を図るうえで、平地の農村等に比べて不利な面が多くみられます。

シンリン・リンギョウキホンホウ 森林・林業基本法

森林及び林業に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めた法律（昭和39年7月9日法律第161号）です。

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とし、このための施策として、森林整備の推進、望ましい林業構造の確立、林産物の利用の促進等を掲げるとともに、国、地方公共団体、森林所有者の責務等を明らかにしています。

さらに、政府は施策の総合的かつ計画的な推進のため、施策の基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、政府が講ずべき施策等について定めた森林・林業基本計画を策定し、公表することとしています。

シンリンノモツタメンテキキノウ 森林のもつ多面的機能

森林は、建築などで使う木材を産出するほかに、雨水を浄化し生活に不可欠な水を供給したり、洪水や表土の侵食、土砂災害などを防止する機能をもっています。また、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止し、さらに昨今では、癒しの機能も注目されているところです。（多面的機能…二酸化炭素吸収、化石燃料代替、表面侵食防止、表層崩壊防止、洪水緩和、水資源貯留、水質浄化、保健・レクリエーション）

チョウバツキセギョウ 長伐期施業

木材を伐採する通常の主伐の林齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業のこと。なお、通常の主伐林齢はスギで40年程度です。

スイサンキホンホウ 水産基本法

水産に関する施策について、その基本理念及び施策の方向性等を定めた法律（平成13年6月29日法律第89号）です。

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を基本理念とし、水産施策の総合的かつ計画的な推進を図るための水産基本計画の制定を定めているほか、水産資源の適切な保存管理、増養殖の推進、輸出入に関する施策、効率的かつ安定的な漁業経営の育成、水産加工業及び流通業への施策、漁業基盤の整備、漁村振興等の施策の方向性を定めています。

単なる漁業振興だけでなく、水産加工業・流通業といった周辺産業への施策、漁業者に対する自助努力規

定、消費者の役割に関する規定などが包括的に規定されていることが特徴です。

ノウギョウバンスコアリングサービス 農業版スコアリングサービス

民間金融機関が農業融資に積極的に参入できる環境整備の一環として、当公庫と業務協力に関する協定等を締結している金融機関を対象に、当公庫が開発した農業版スコアリングモデルを用いて個別農業経営の信用力評価結果をインターネットを通じて提供するものです。

農業版スコアリングモデルは農業経営の特性を考慮し、財務データだけではなく生産に関するデータや定性的な情報を加味し、さらに営農類型ごとの特徴も加えて当公庫が独自に開発したものです。

キョウチョウユウシ 協調融資

通常、複数の金融機関が同一企業に対し使途を同じくする資金を共通の条件のもとで分担協力して融資することをいいますが、当公庫の場合、同一の条件で他金融機関が融資することはほとんどなく、厳密な意味での協調融資は少ないのが実態です。

ザイセイユウシキン、ザイトウキカンサイ 財政融資資金、財投機関債

公庫資金の原資は、主として「財政融資資金」から調達しています。この財政融資資金は、財政融資資金特別会計において、主として国債（財投債）の発行により市場から調達した資金が財政投融資計画に基づいて運用されているもので、当公庫は償還期間10年及び20年の借入を行っています。

また、平成13年度からは、当公庫が自ら債券（財投機関債）を発行し、資本市場から直接資金調達も行っています。

イタクカシツケ ダイリカシツケ 委託貸付、代理貸付

当公庫は、業務の一部を民間金融機関に委託しています。業務の委託を受けた受託金融機関が公庫資金を代理して貸し付けるもののうち、貸付決定権を含めた一切の業務を委託しているものを「代理貸付」、貸付決定権を除く審査・回収業務について委託しているものを「委託貸付」と呼んでおり、資金の種類によって定められています。

- ・業務委託金融機関…479機関（H20.4.1現在）
- ・委託している業務内容…借入申込の受理、貸付審査、貸付実行、資金交付、貸付金の管理回収、実査（政策目的に沿った資金利用の確認）などです。

スエオキキカン 据置期間

貸付実行後、資金借入による事業効果等が発現するまでの間、業務方法書に定める範囲内で、貸付金に対する利息だけをお支払いいただき元金償還を据え置く期間のことをいいます。据置期間は、当公庫の場合、償還期限の内数として表示されています。

ABL（Asset Based Lending）

動産・債権担保融資と訳されます。農家や企業が所有している在庫や売掛債権、機械設備等を担保として融資を行う手法のことをいいます。不動産担保や保証人に過度に依存しない新たな金融手法として近年注目されています。

CDS（Credit Default Swap）

代表的なクレジット・デリバティブで、リスク分散の手段です。契約期間中（例えば5年間）に、契約した参照資産に、事前に定めた信用事由が発生したとき、契約されたキャッシュフローを受け取るという契約です。

通常時は、半期に1度程度、CDSプレミアム（保険でいう掛金）を、買い手が売り手に支払い（Credit Eventが半期に1度＝年2回→2CE）、参照資産にデフォルトが生じると、契約金額（保険金）が売り手から買い手に支払われる仕組み。

CRD（Credit Risk Database）

経営データ（財務・非財務データ及びデフォルト情報、スコアリング等の統計情報）をデータベース化したものです。

農林漁業金融公庫法（抜粋）

（平成20年8月1日現在）

（目的）

第一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

2 農林漁業金融公庫は、前項に規定するもののほか、食品の製造、加工又は流通の事業を営む者に対し、食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

（役員）

第八条 公庫に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の任期）

第十一条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（業務方法書）

第二十条 公庫は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

農林漁業金融公庫業務方法書（抜粋）

（平成20年8月1日現在）

第一 総則

1 農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）は、この業務方法書の定めるところにより、次に掲げる資金を融通するものとする。

（1）農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「法」という。）第十八条第一項、第十八条の2第一項及び第十八条の3第一項に規定する資金

（2）家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第一項に規定する資金

（3）林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第四項に規定する資金

（4）獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第一項に規定する資金

（5）食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第一項第一号に規定する資金

（6）特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第一項に規定する資金

（7）水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第一項に規定する資金

（8）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項に規定する資金

2 公庫は、政府の農林漁業に関する政策に即応し、関係行政庁との連絡に遺憾のないようにするものとする。

第四 補則

4 公庫は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号。以下「農業法人投資法」という。）第八条第一項に規定する出資の業務を次に定めるところにより行うことができる。

（1）出資の相手方

農業法人投資法第五条に規定する承認会社

（2）出資の限度額

出資の限度額は、原則として出資を受ける者の資本の50%以内の額とする。

（3）出資の方法

出資は、株式取得の方法による。

(4) 出資により取得した株式の処分

出資により取得した株式は、その出資に係る事業の計画が公庫の出資を必要としない程度にまで達成されたときその他当該株式の全部又は一部を処分することが適当であると認められるときは、事業の円滑な遂行に支障を生じないよう配慮しつつ、主務大臣の認可を受けて、なるべく速やかに処分するものとする。

認可を受けた事項

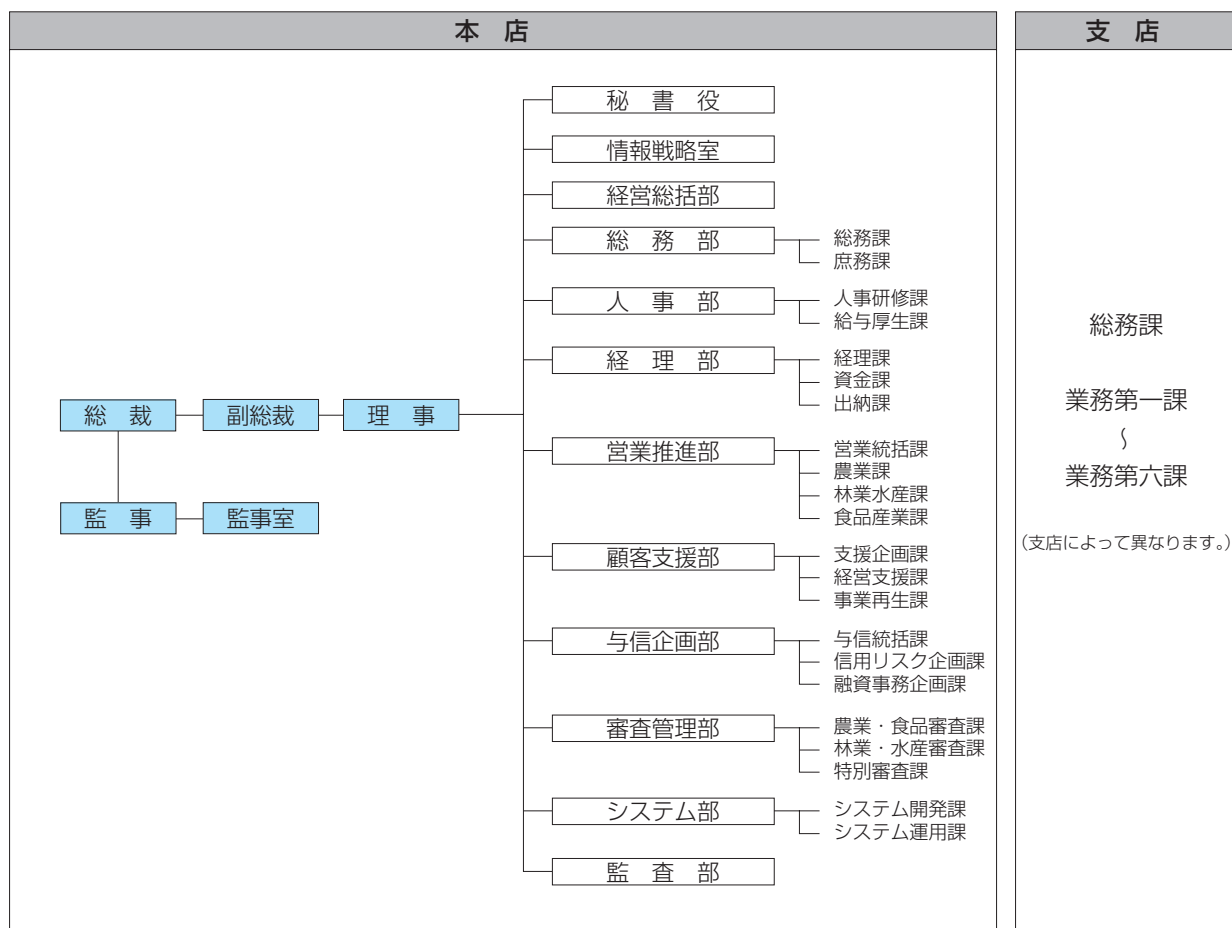
平成19年	3月30日	第11回農林漁業金融公庫債券の発行について
平成19年	3月30日	第12回農林漁業金融公庫債券の発行について
平成19年	3月30日	業務方法書の一部変更について
平成19年	3月30日	平成19年度第1四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成19年	3月30日	平成19年度第1四半期の借入金について
平成19年	3月30日	平成19年度第1四半期の寄託金の受入れについて
平成19年	6月29日	平成19年度第2四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成19年	6月29日	平成19年度第2四半期の借入金について
平成19年	9月28日	平成19年度第2四半期の資金計画の変更について
平成19年	9月28日	平成19年度第3四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成19年	9月28日	平成19年度第3四半期の借入金について
平成19年	9月28日	平成19年度第3四半期の寄託金の受入れについて
平成19年	12月27日	平成19年度第4四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成19年	12月27日	平成19年度第4四半期の借入金について
平成20年	3月27日	平成19年度第4四半期の資金計画の変更について

(注) 平成19年度の業務について、主務大臣の認可を受けた事項です。

組織

■機構

当公庫には、本店（1役2室10部）及び全国に22の支店があり、お客さまからのご融資のご相談は、全国の支店窓口で承っております。また、お近くの金融機関の窓口でご相談いただけるよう、全国の信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会のほか、銀行、信用金庫などに業務の一部を委託しております。



■役員一覧（平成20年4月1日現在）

総 裁	高木 勇樹	副総裁	浜中 秀一郎		
理 事	村田 泰夫	理 事	三木 邦夫	理 事	坂野 雅敏
理 事	松本 敏夫	理 事	皆川 博美		
監 事	中村 忠志				

■関連法人

公庫が出資している関連法人はありません。

■関連公益法人（平成20年4月1日現在）

財団法人 農林水産長期金融協会（基本財産73百万円、代表者 本儀 隆）

〔主な事業内容〕

- ・ 農林水産金融に関する調査研究、啓蒙宣伝等
- ・ 農林水産金融を通じた構造政策の推進又は中山間地域の活性化に資するための事業

〔公庫との関係〕

- ・ 公庫から、調査業務を委託等

公庫のあゆみ

	農林漁業金融公庫の業務	年度	関連の動き
	農林漁業金融公庫の設立	昭和28年（1953）	
	委託貸付による業務開始	昭和28年（1953）	
	自作農維持創設資金創設	昭和30年（1955）	廃止（平成13年）
	貸出残高1千億円突破	昭和31年（1956）	
	新規用途事業資金（現：新規用途事業等資金）創設	昭和33年（1958）	公庫法改正（昭和33年）
	直接貸付による業務開始	昭和33年（1958）	
昭和35年 1960	林業経営維持改善資金（現：林業経営育成資金）創設	昭和35年（1960）	公庫法改正（昭和35年）
	乳業施設資金創設	昭和35年（1960）	公庫法改正（昭和35年）
	沿岸漁業経営安定資金創設	昭和36年（1961）	公庫法改正（昭和36年）
	事務電算化の本格的開始	昭和36年（1961）	
	現在地に本店を移転	昭和37年（1962）	
	農業構造改善事業推進資金、沿岸漁業構造改善事業推進資金創設	昭和38年（1963）	廃止（平成13年）
	総合施設資金創設	昭和43年（1968）	廃止（平成13年）
	卸売市場近代化資金（現：食品流通改善資金）創設	昭和43年（1968）	公庫法改正（昭和43年）
	代理貸付による業務開始	昭和44年（1969）	
昭和45年 1970	過疎地域経営改善資金（現：振興山村・過疎地域経営改善資金）創設	昭和45年（1970）	過疎地域対策緊急措置法（昭和45年）
	貸付金残高1兆円突破	昭和45年（1970）	
	業務方法書の統合	昭和49年（1974）	
	漁業経営改善再建整備資金（現：漁業経営改善支援資金）創設	昭和51年（1976）	公庫法改正（昭和51年）
	水産加工資金創設	昭和52年（1977）	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和52年）
昭和55年 1980	大冷害への対応	昭和55年（1980）	
	本支店オンライン開始	昭和59年（1984）	
	貸付金残高5兆円突破	昭和59年（1984）	
	資金種類を統合整備	昭和60年（1985）	公庫法改正（昭和60年）
	特定農産加工資金創設	平成元年（1989）	特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年）
平成2年 1990	土地利用型農業経営体質強化資金創設	平成 2年（1990）	廃止（平成13年）
	中山間地域活性化資金創設	平成 2年（1990）	公庫法改正（平成元年）
	担い手育成農地集積資金創設	平成 5年（1993）	農業経営基盤強化のための関係法律の整備に関する法律（平成5年）
	農業経営基盤強化資金創設	平成 6年（1994）	公庫法改正（平成6年）
	森林整備活性化資金創設	平成 6年（1994）	林業等振興資金融通暫定措置法等の一部を改正する法律（平成6年）
	食品産業品質管理高度化促進資金創設	平成10年（1998）	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年）
	総合オンラインシステム開始	平成11年（1999）	
	食品安定供給施設整備資金創設	平成11年（1999）	公庫法改正（平成11年）
	畜産経営環境調和推進資金創設	平成11年（1999）	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年）
平成12年 2000	農業経営維持安定資金創設	平成13年（2001）	廃止（平成18年）
	経営体育成強化資金創設	平成13年（2001）	公庫法改正（平成13年）
	財投機関債発行	平成13年（2001）	
	担い手向け制度資金の再構築	平成14年（2002）	公庫法改正（平成14年）
	クライアント・サーバ・システム稼働	平成14年（2002）	
	農業法人投資育成会社への出資	平成14年（2002）	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年）
	本店組織を機能別に再編	平成17年（2005）	
	経営基本計画策定	平成17年（2005）	
	農林漁業セーフティネット資金創設	平成19年（2007）	
	農業経営基盤強化資金実質無利子化の開始（平成19～21年度）	平成19年（2007）	
	農業経営基盤強化資金無担保・無保証人によるクイック融資開始	平成19年（2007）	
	農林漁業金融公庫経営戦略策定	平成19年（2007）	
	日本政策金融公庫への統合に向けて営業拠点の拠点を開始	平成19年（2007）	

本支店所在地

(平成20年8月22日現在)

支店拠点名	所在地	電話番号(代表)	フリーダイヤル
本 店	100-0004 千代田区大手町 1-9-3 公庫ビル	部室 ダイヤルイン	0120-926478 (農林漁業者・食品企業専用) 03-3270-4115 (上記以外の方)
北海道支店	060-0004 札幌市中央区北四条西 5-1 アスティ45ビル9階	011-251-1261	0120-911486
北見拠点	090-0036 北見市幸町1-2-22国民生活金融公庫北見支店ビル2階	0157-61-8212	0120-926474
帯広拠点	080-0013 帯広市西3条南6-2国民生活金融公庫帯広支店ビル2階	0155-27-4011	0120-926472
青森支店	030-0861 青森市長島1-4-2 国民生活金融公庫青森支店ビル3階	017-777-4211	0120-911495
秋田支店	010-0001 秋田市中通 1-2-26 秋田農林ビル4階	018-833-8247	0120-911498
盛岡支店	020-0021 盛岡市中央通 2-2-5 住友生命ビル6階	019-653-5121	0120-911539
仙台支店	980-6011 仙台市青葉区中央 4-6-1 住友生命仙台中央ビル11階	022-221-2331	0120-911547
山形拠点	990-0039 山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル5階	023-625-6135	0120-926485
茨城拠点	310-0026 水戸市泉町1-2-4 水戸泉町第一生命ビル7階	029-232-3623	0120-926427
栃木拠点	320-0026 宇都宮市馬場通り1-1-11 宇都宮TDビル3階	028-622-9195	0120-959042
群馬拠点	371-0023 群馬県前橋市本町1-6-19国民生活金融公庫前橋支店2階	027-243-6061	0120-926481
関東支店	330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-9-6 大宮センタービル4階	048-645-5421	0120-911564
千葉拠点	260-0013 千葉市中央区中央4-13-9 国民生活金融公庫千葉支店ビル4階	043-227-4435	0120-926471
長野支店	380-0836 長野市南県町 1081 長野東京海上日動ビルディング5階	026-227-8900	0120-911598
東京支店	100-0004 千代田区大手町 1-8-2 新公庫ビル2階	03-3270-9791	0120-911624 0120-911953
山梨拠点	400-0031 甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル6階	055-228-2182	0120-926482
静岡拠点	422-8067 静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡5階	054-286-0233	0120-959041
新潟支店	951-8113 新潟市中央区寄居町 344-1 新潟農林ビル4階	025-222-6151	0120-911576
北陸支店	920-0918 金沢市尾山町 1-8 朝日生命金沢ビル5階	076-263-6471	0120-911632
福井拠点	918-8004 福井市西木田2-8-1号福井商工会議所ビル3階	0776-33-2385	0120-926473
東海支店	450-0002 名古屋市中村区名駅3-25-9 堀内ビル6階	052-582-0741	0120-911658
岐阜拠点	500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル2階	058-264-4855	0120-926483
滋賀拠点	520-0047 大津市浜大津1-2-28 国民生活金融公庫大津支店ビル2階	077-525-7195	0120-959044
近畿支店	600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 20四条烏丸FTスクエア9階	075-221-2147	0120-911683
奈良拠点	630-8253 奈良市内侍原町51-1 国民生活金融公庫奈良支店ビル2階	0742-26-8781	0120-926457
大阪支店	530-0057 大阪市北区曽根崎2-3-5 梅新第一生命ビルディング8階	06-6131-0750	0120-911689
和歌山拠点	640-8158 和歌山市十二番丁58 国民生活金融公庫和歌山支店ビル2階	073-423-0644	0120-926425
岡山支店	700-0826 岡山市磨屋町 9-18-401 岡山県農業会館4階	086-232-3611	0120-911694
山口拠点	753-0074 山口市中央5-2-47 国民生活金融公庫山口支店ビル2階	083-922-2140	0120-926475
松江支店	690-0887 松江市殿町 111 松江センチュリービル7階	0852-26-1133	0120-911691
鳥取拠点	680-0834 鳥取市永楽温泉町271 朝日生命鳥取ビル5階	0857-20-2151	0120-926437
高松支店	760-0023 高松市寿町2-2-7 COI高松ビル3階	087-851-2880	0120-911698
徳島拠点	770-0856 徳島市中洲町1-58 国民生活金融公庫徳島支店ビル3階	088-656-6880	0120-926495
高知拠点	780-0834 高知市堺町2-26 高知中央第一生命ビル3階	088-825-1091	0120-911927
松山支店	790-0011 松山市千舟町 4-5-4 松山千舟454ビル6階	089-933-3371	0120-911695
福岡支店	810-0001 福岡市中央区天神 4-2-20 天神幸ビル7階	092-751-5736	0120-911706
佐賀拠点	840-0801 佐賀市駅前中央1-5-10 朝日生命佐賀駅前ビル8階	0952-27-4120	0120-959045
長崎支店	850-0033 長崎市万才町 6-38 明治安田生命長崎ビル7階	095-824-6221	0120-911739
熊本支店	860-0842 熊本市南千反畑町 2-6	096-353-3104	0120-911724
宮崎支店	880-0812 宮崎市高千穂通 1-6-38 ニッセイ宮崎ビル5階	0985-29-6811	0120-373055
鹿児島支店	890-0053 鹿児島市中央町 11-5 南国日本生命ビル6階	099-255-1141	0120-911725

経営基本計画（平成17～19年度）に基づく業績評価結果一覧

戦略	施策	平成17年度	平成18年度	平成19年度
資金提供	施策（01）お客さまの投資ニーズの的確な把握と迅速な資金提供	C (1.9点) ★★	B (2.6点) ★★★	B (2.0点) ★★
	施策（02）「農業」分野におけるニーズに即した資金提供	B (2.1点) ★★	B (2.4点) ★★	B (2.3点) ★★
	施策（03）「林業」分野におけるニーズに即した資金提供	B (2.8点) ★★★	B (2.7点) ★★★	B (3.0点) ★★★
	施策（04）「漁業」分野におけるニーズに即した資金提供	B (2.4点) ★★	B (2.8点) ★★★	B (2.8点) ★★★
	施策（05）「食品産業」分野におけるニーズに即した資金提供	B (2.0点) ★★	A (4.0点) ★★★★	B (3.0点) ★★★
経営支援	施策（06）お客さまのニーズにマッチした資金調達方法、経営改善方策の情報提供など「提案型の融資活動」推進	B (2.0点) ★★	B (3.7点) ★★★★	B (3.0点) ★★★
	施策（07）農林漁業分野の不振経営体の事業再生への支援	B (3.0点) ★★★	B (3.7点) ★★★★	B (2.5点) ★★
	施策（08）経営マインドを持った農林漁業者育成の支援	B (3.1点) ★★★★	B (3.3点) ★★★★	B (2.4点) ★★
民間参入支援	施策（09）系統金融機関との連携強化、地銀・信金等との業務協力の推進	B (3.5点) ★★★★	B (3.0点) ★★★	B (2.0点) ★★
	施策（10）民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう融資ノウハウの提供	B (3.8点) ★★★★	B (3.0点) ★★★	A (4.0点) ★★★★
経営マネジメント・組織・人事・業務運営	施策（11）経営基本計画実現のためのPDCAサイクルによる経営マネジメント	—	—	—
	施策（12）経営基本計画を効率的に実行するための組織態勢整備	—	—	—
	施策（13）経営基本計画をリードできる人材育成	B (2.0点) ★★	B (2.0点) ★★	B (3.0点) ★★★
	施策（14）審査手法の高度化による効率的な審査や新たな融資手法の開発	B (2.0点) ★★	B (3.0点) ★★★	C (1.5点) ★
	施策（15）真に役立つ情報発信のための国内外の情報の収集・分析・発信能力の向上	A (5.0点) ★★★★★	A (4.0点) ★★★★	A (4.0点) ★★★★
	施策（16）お客さまの経営状況に応じた予防的観点からの経営改善支援	C (0.5点) ★	B (2.0点) ★★	D (0.3点) ★
	施策（17）よりわかりやすく情報発信していくための広報活動の再構築	A (4.3点) ★★★★★	B (3.7点) ★★★★	B (3.0点) ★★★
	施策（18）統合的なリスク管理など業務運営の健全性確保のための内部統制機能の充実	B (2.0点) ★★	B (2.5点) ★★	B (2.5点) ★★
	施策（19）民間金融機関とのネットワーク拡充などITを活用した業務の効率化	B (2.0点) ★★	B (2.0点) ★★	B (2.0点) ★★
活動成果	業務の効率化実績	C (1.5点) ★	B (2.0点) ★★	B (3.0点) ★★★

索引

ご挨拶	2
お客さまへのお知らせ	3
経営基本計画	15

お客さまへの融資を通じたトータルサポート機能の発揮

お客さまの投資ニーズの的確な把握と迅速な資金提供	17
「農業」分野におけるニーズに即した資金提供	18
「林業」分野におけるニーズに即した資金提供	19
「漁業」分野におけるニーズに即した資金提供	20
「食品産業」分野におけるニーズに即した資金提供	21
お客さまのニーズにマッチした情報提供 などの「提案型の融資活動」推進	22
農林漁業分野の不振経営体の事業再生への支援	23
経営マインドを持った農林漁業者育成の支援	24

民間金融とのパートナーシップの確立

系統金融機関との連携強化、地銀・信金等との業務協力の推進	25
民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう 融資ノウハウの提供	26

スピード感ある自己変革の実現

経営基本計画実現のためのPDCAサイクルによる経営マネジメント	27
経営基本計画を効率的に実行するための組織態勢整備	27
経営基本計画をリードできる人材育成	27
審査手法の高度化による効率的な審査や新たな融資手法の開発	28
真に役立つ情報発信のための 国内外の情報の収集・分析・発信能力の向上	28
お客さまの経営状況に応じた予防的観点からの経営改善支援	29
よりわかりやすく情報発信をしていくための広報活動の再構築	29
統合的なリスク管理など 業務運営の健全性確保のための内部統制機能の充実	30
民間金融機関とのネットワーク拡充など ITを活用した業務の効率化	30

コーポレートガバナンス

業務運営の体制	31
リスク管理への取組	33
法令など遵守の態勢	36
内部監査	36
個人情報の保護	37
ディスクロージャー	37

融資制度

20年度からの新しい措置	39
融資制度	41
融資の手続き	43

資料編

業績	45
----	----

融資実績
農林漁業食品産業別融資状況
資金措置
損益の状況
主な経営指標

財務諸表

貸借対照表
損益計算書
主な資産・負債の明細
固定資産明細
借入金明細
債券明細
引当金明細
主な費用の明細
業務委託費明細
事務費明細
役員の給与及び退職手当の支給の基準
役職員の報酬・給与等について

財務の状況

総貸付金残高
貸付金残高の農林漁業食品産業別内訳
貸付金残高の固定・変動金利別、残存期間別内訳
職員1人当たり及び1支店当たりの貸付金残高
資本金の推移
資金運用収支
貸付金利息・支払利息の分析
利益率
保有有価証券の状況
【参考情報】会計等に関する関連法の規定（抜粋）
【参考情報】行政コスト計算財務書類（概要）
【参考情報】特殊法人会計貸借対照表と 民間企業仮定貸借対照表との比較
【参考情報】自己資本比率
【参考情報】資産内容の開示
1 自己査定と償却・引当
2 リスク管理債権
3 金融再生法に基づく開示債権
【参考情報】政策コスト分析

その他

用語集	78
農林漁業金融公庫法（抜粋）	80
農林漁業金融公庫業務方法書（抜粋）	80
認可を受けた事項	81
組織	82
公庫のあゆみ	83
本支店所在地	84
経営基本計画（平成17年～19年度）に基づく業績評価結果一覧	85
索引	86



農林漁業金融公庫

平成20年8月発行

農林漁業金融公庫 情報戦略室 広報報道担当

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

TEL 03-3270-2268 FAX 03-3270-2350

<http://www.afc.go.jp>



本誌は再生紙を使用しています。